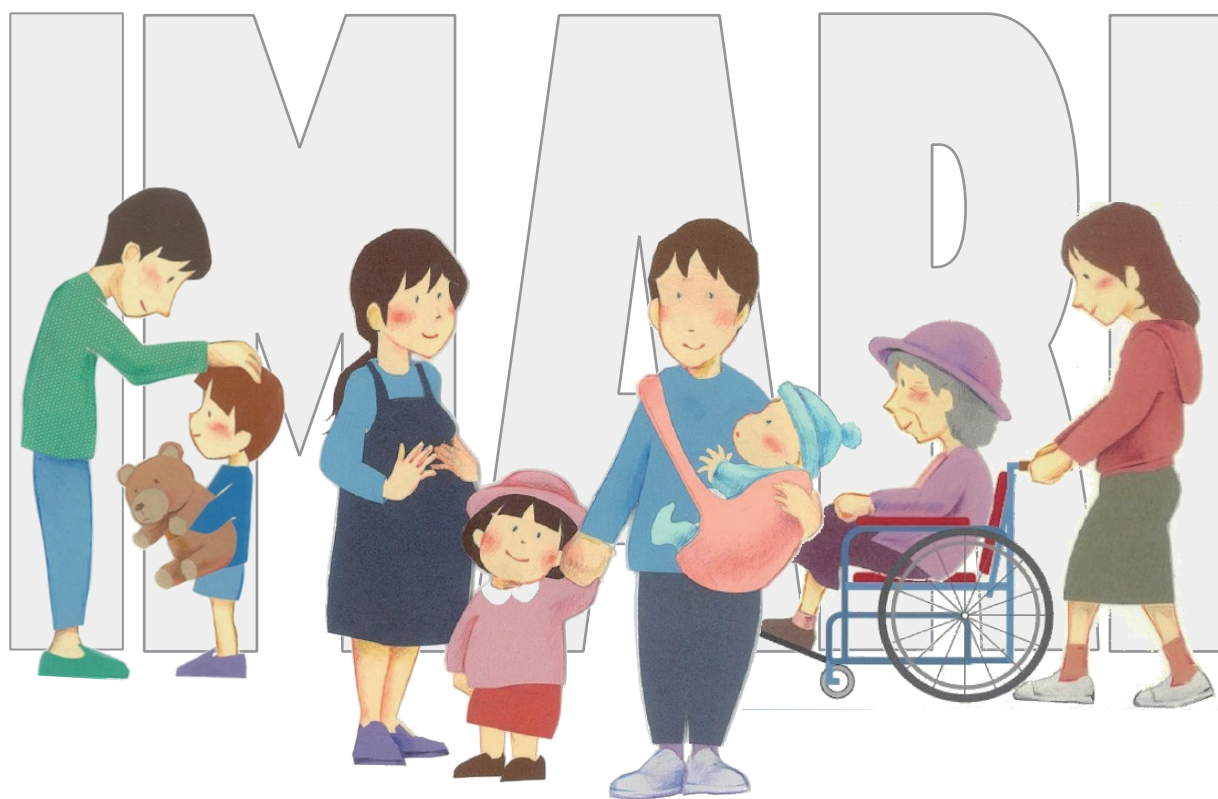


第5次 伊万里市男女協働参画基本計画

あなたとわたしの きらめきプランⅤ



令和 5年 3月

伊万里市

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行を背景に、人口減少社会への突入や人生100年時代の到来、家族形態の多様化など急速に変化しています。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、配偶者等からの暴力の増加をはじめ、女性の雇用やひとり親家庭の所得への影響などにより、男女共同参画における多くの課題が浮き彫りとなっています。

目まぐるしく変化していく社会の中において、性別にとらわれず全ての人がいきいきと活躍できるようになるためには、あらゆる人が互いを尊重し多様な個性を認め合う男女共同参画社会の実現がますます重要となってきています。

このような状況を踏まえ、本市では、これまで推進してきた「第4次伊万里市男女協働参画基本計画」の趣旨を継承し発展させるとともに現在の社会状況に応じた推進を図るため、「第5次伊万里市男女協働参画基本計画“あなたとわたしのきらめきプランV”」を策定しました。

本計画では、「伊万里市男女協働参画を推進する条例」の基本理念のもと、「DV防止法に基づく市町村基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」を盛り込み、一体的な取組を進めることとしています。

また、誰ひとり取り残さない社会の実現のため、生活に困難を抱えた様々な人への支援に取り組んでまいります。

本計画に定めた取組を着実に推進し、基本目標である「^{ひと}男と^{ひと}女が協働し、すべての人がきらめく“いまり”の実現」を図ってまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケートにご協力いただきました市民の皆様をはじめ、熱心なご討議を重ねていただきました「伊万里市男女協働参画審議会」の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和5年3月

伊万里市長 深浦 弘信

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	これまでの市の取組と成果	4
3	男女協働参画の視点から見た伊万里市の現状	6
	(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行	6
	(2) 世帯員の減少と世帯類型の変化	6
	(3) 女性の就業と家事・育児のバランス	9
	(4) 家族の姿の変化、人生の多様化	11
	(5) 地域社会への参画	13
	(6) DVに関する相談件数の増加	14
4	計画の性格	16
5	計画の期間	17

第2章 基本方向

1	基本目標	19
2	基本理念	19
3	施策体系	20

第3章 重点目標及び推進施策

基本方向Ⅰ	男女協働参画意識が浸透したまちづくり	24
重点目標1	男女協働参画意識の形成・改革	25
重点目標2	男女協働参画に関する教育・学習の推進	29
基本方向Ⅱ	男女が認め合い、ともに活躍する社会づくり	34
重点目標1	政策・方針決定の場への女性の参画推進	34
重点目標2	地域、防災その他の分野における男女協働参画の推進	37
重点目標3	市民と行政との協働による社会づくり	39
基本方向Ⅲ	男女がともに働きやすい環境づくり【女性の活躍に関する推進計画】	42
重点目標1	職場における男女協働参画の推進	43
重点目標2	多様なライフスタイルに対応した ワーク・ライフ・バランスの推進	47
重点目標3	農林水産業・商工業等における男女協働参画の推進	52
重点目標4	男女協働参画推進モデルとしての 市役所における推進体制の整備	53

基本方向Ⅳ	心豊かで健康な人生を送るための環境づくり	5 8
重点目標 1	いのちと人権を尊重する人づくりの推進	5 8
重点目標 2	生涯を通じた健康づくりの支援	6 1
重点目標 3	生活に困難を抱えた人への支援	6 2
基本方向Ⅴ	男女間のあらゆる暴力の根絶【DV被害者支援基本計画】	6 5
重点目標 1	啓発・教育による暴力を許さない意識づくり	6 6
重点目標 2	被害者の安全・安心に配慮した相談支援の拡充	7 0
重点目標 3	切れ目のない支援のための関係機関等との連携強化	7 4
計画の推進体制		7 9
用語解説		8 6
付属資料		
	伊万里市男女協働参画審議会委員名簿	8 9
	第5次伊万里市男女協働参画基本計画についての審議の経緯	9 0
	伊万里市男女協働参画を推進する条例	9 1
	男女共同参画社会基本法	9 5
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	9 9
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	1 1 0
	伊万里市男女協働参画懇話会設置要綱	1 1 7
	審議会等委員への女性の参画拡大要領	1 1 9

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）です。

我が国の男女共同参画の推進状況については、2022（令和4）年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」において146か国中116位となるなど、政治分野や経済分野をはじめ諸外国と比べ大きく立ち遅れているのが現状であり、国においてもこのような状況を踏まえこれまで以上の取組を推進していくこととしています。

このような中、本市では、男女協働参画社会の実現に向けて、1998（平成10）年に「伊万里市女性行動計画“あなたとわたしのきらめきプラン”」を策定して以来、市民の皆さんとともに積極的に取り組んできました。

こうした取組を経て、男女の平等に関する意識は高まっているものの、依然として様々な場面で、固定的な性別役割分担意識[※]やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、男女協働参画社会の実現に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

また、配偶者・パートナーからの暴力は、全国的にも増加傾向にあり、被害者本人に加え、同居する子どもにとっても重大な人権侵害であることから、根絶に向け社会全体で取り組まなければならない重要な課題となっています。

※ 固定的な性別役割分担意識

（P86 参照）

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

こうした社会状況からも、男女協働参画社会の実現の必要性は一層高まっております。本市においては、『あなたらしく、わたしらしく、すべての人がきらめくまち』を目指し、「第5次伊万里市男女協働参画基本計画 “あなたとわたしのきらめきプランV”」[2023（令和5）年4月～2028（令和10）年3月]を策定しました。

なお、本計画の策定にあたり、2021（令和3）年9月に実施した「男女協働参画社会づくりのためのアンケート調査（以下「市民アンケート」という。）」の結果を基礎データとして活用しています。

「男女共同参画」と「男女協働参画」

国や県では「男女共同参画社会基本法」のように「共同」を使用していますが、伊万里市では独自に「協働」を使っています。

「協働」は、古くから日本社会において使われてきた言葉ではありませんが、本市は、早くから市民と行政がともに汗を流して協力して取り組もうという意味から使いはじめ、力だけでなく心も合わせて参画社会を目指したいとの思いをこめています。

「伊万里市民が主役のまちづくり条例（第2条）」では、「協働」を“社会的共通の目的のために活動する人たちが、それぞれの役割と責任を自覚し、その資質や能力を生かし、相互に補完しあい、パートナーとして対等の立場で協力すること”と定義しています。

なお、県内に先駆け、平成13年に男女共同参画都市宣言を行う際、内閣府に「協働」の使用を強く求めましたが、国の奨励事業であったため「共同」を使用しての宣言となっています。

2 これまでの市の取組と成果

本市では、1994（平成6）年に、総務部に「女性政策室」を設置し、全庁をあげて男女協働参画を推進するため、「伊万里市女性政策推進会議」を設けました。

1995（平成7）年には、市民自らが女性問題を考える伊万里市女性問題懇話会「第1期いまり女性プラザ」を設置しました。その後今日まで、懇話会委員により実態調査・研究、啓発活動、市への「提言書」の提出など活発な活動が行われてきました。

本市は、このような市民との協働のもと、懇話会の提言を踏まえ、1998（平成10）年に、「伊万里市女性行動計画“あなたとわたしのきらめきプラン”」を策定し、2001（平成13）年には、県内に先駆けて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

さらに、2003（平成15）年に「伊万里市男女協働参画基本計画“あなたとわたしのきらめきプランⅡ”」、2013（平成25）年には「第3次伊万里市男女協働参画基本計画・DV※被害者支援基本計画“あなたとわたしのきらめきプランⅢ”」、2018（平成30）年には「第4次伊万里市男女協働参画基本計画・DV被害者支援基本計画“あなたとわたしのきらめきプランⅣ”」を策定しました。

2016（平成28）年には、一人ひとりが自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画し責任を分かち合う社会、そして、互いの違いや多様な生き方を認め尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、「伊万里市男女協働参画を推進する条例」を制定し、本市における男女協働参画の基本理念をはじめ、市や市民、事業者等の役割を明らかにしました。

第4次計画では、2023（令和5）年3月までを計画期間とし、「男女協働参画意識が浸透したまちづくり」、「男女が認め合い、ともに活躍する社会づくり」、「男女がともに働きやすい環境づくり」、「心豊かで健康な人生を送るための環境づくり」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」の5つの基本方向を定めて施策を推進し、施策に基づく事業は概ね実行することができました。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）（P87 参照）

夫婦や内縁関係のパートナーなど、親しい間柄で起こる暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力も含まれている。特に、交際相手からの暴力は「デートDV」と呼ばれている。

これまでの取組の結果、市民アンケートによると「男女協働参画意識が浸透したまちづくり」においては、男女の平等感について「学校教育の場」で69.2%の人が男女平等と感じており、前回調査より0.8ポイント増加しています。

「男女が認め合い、ともに活躍する社会づくり」においては、本市の審議会委員等に占める女性の割合は36.2%で、2016（平成28）年の36.0%と比較すると0.2ポイント増加しています。

「男女がともに働きやすい環境づくり」においては、男性の育児時間は、1時間56分に達しており、前回調査より37分増加しています。

「心豊かで健康な人生を送るための環境づくり」においては、がん検診受診率は2019（令和元）年までは増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響があり、平均（胃・大腸・肺・子宮・乳）で20.9%、子宮頸がん47.1%、乳がん31.7%と2021（令和3）年には減少に転じています。

「男女間のあらゆる暴力の根絶」においては、女性相談を知っている割合は27.3%に達しており、前回調査より10.8ポイント増加しました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っており、市民アンケートによると、「夫は仕事・妻は家庭」の考え方を支持する割合は、市民全体で25.1%と前回調査より5.9ポイント増加しています。

年代別にみると、30歳代男性は24.1%、30歳代女性は17.5%、60歳代男性は37.5%、60歳代女性は19.7%、70歳以上男性は51.2%、70歳以上女性は31.2%となるなど、男性が同年代の女性と比較してこの考え方を支持する割合が高くなっています。

また一方で、2021（令和3）年に実施した中学生と高校生へのアンケート（以下「中学生アンケート」、「高校生アンケート」という。）によると、「夫は仕事・妻は家庭」の考え方を支持する割合は、中学生全体では11.6%、高校生全体では12.9%が支持しており、若い年代では固定的な性別役割分担意識は減少していることが分かります。

本市では、このような市民アンケートの結果を踏まえつつ、男女共同参画宣言都市として、男女協働参画社会の実現に向けた取組を行います。

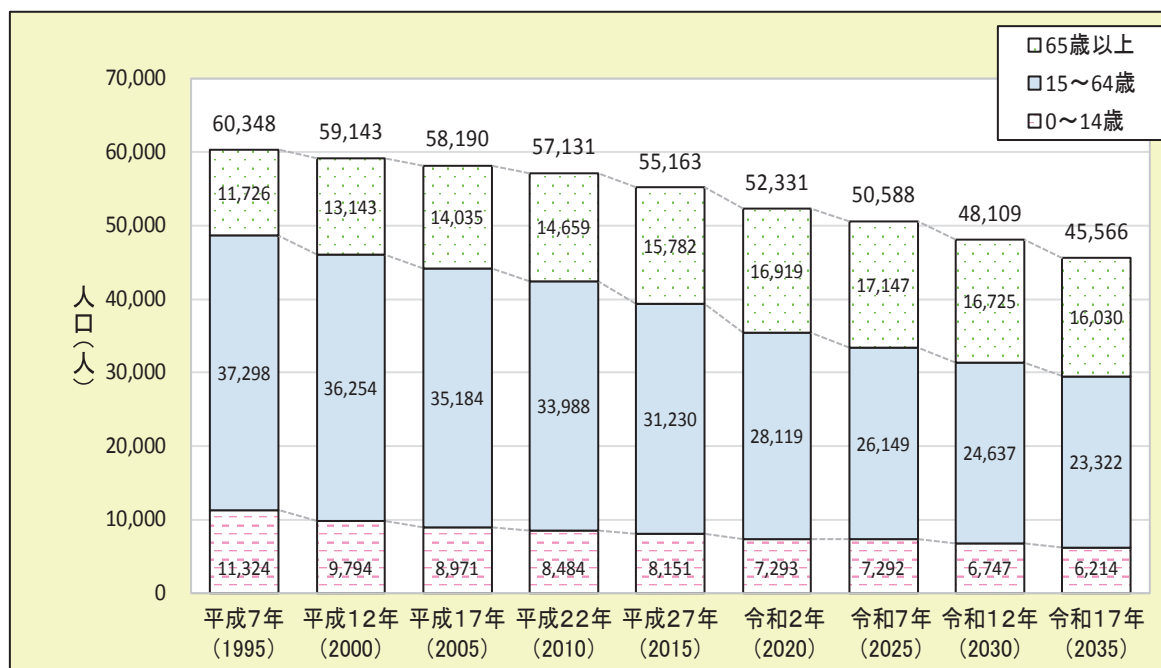
3 男女協働参画の視点から見た伊万里市の現状

(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行

2015（平成 27）年に 55,163 人であった本市の人口は、2020（令和 2）年には 52,331 人となり、5 年間で約 3,000 人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表[2018（平成 30）年 3 月推計]した推計人口では、2035（令和 17）年には 45,566 人となり、2020（令和 2）年と比較して約 13%の減少が予測されています。

年齢区分別で見ると、老年人口（65 歳以上）の割合は 32.3%から 35.2%に増加し、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は 53.7%から 51.2%へ、年少人口（15 歳未満）の割合は 13.9%から 13.6%へ減少すると予測されています。（図表 1）

図表 1 本市の人口の推移と予測



資料：2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（2018年3月推計）」から本市の分を引用

(2) 世帯員の減少と世帯類型の変化

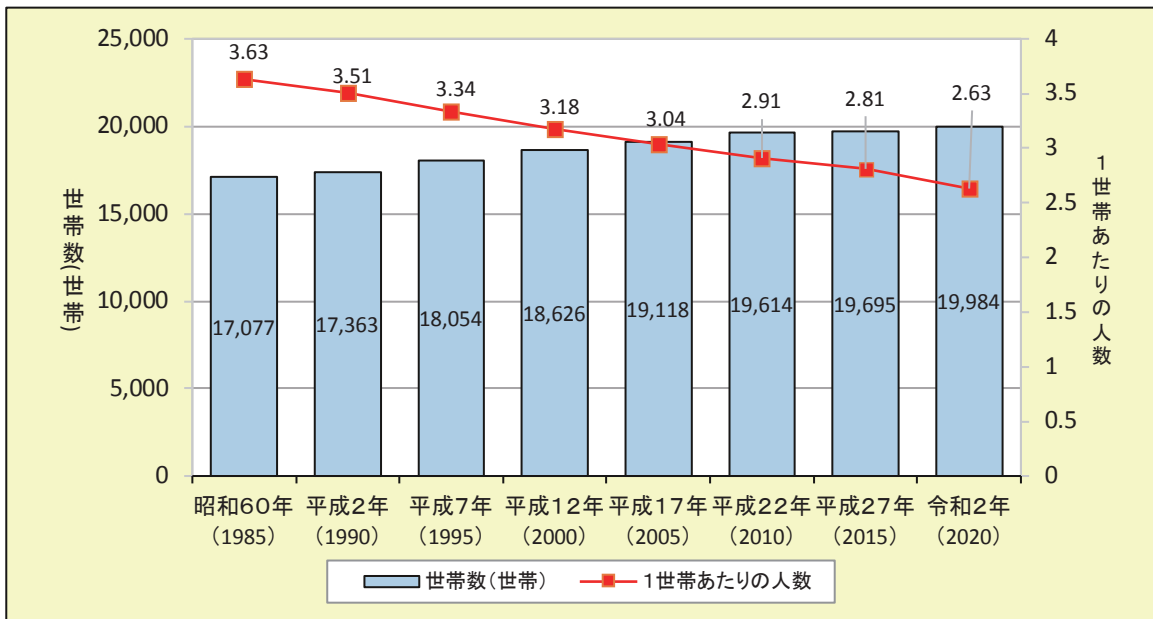
本市の世帯数は年々増加傾向にあり、2020（令和 2）年には 19,984 世帯となっています。

一方、一世帯あたりの人数は年々減少し、2020（令和 2）年には 2.63

人となっています。（図表2）

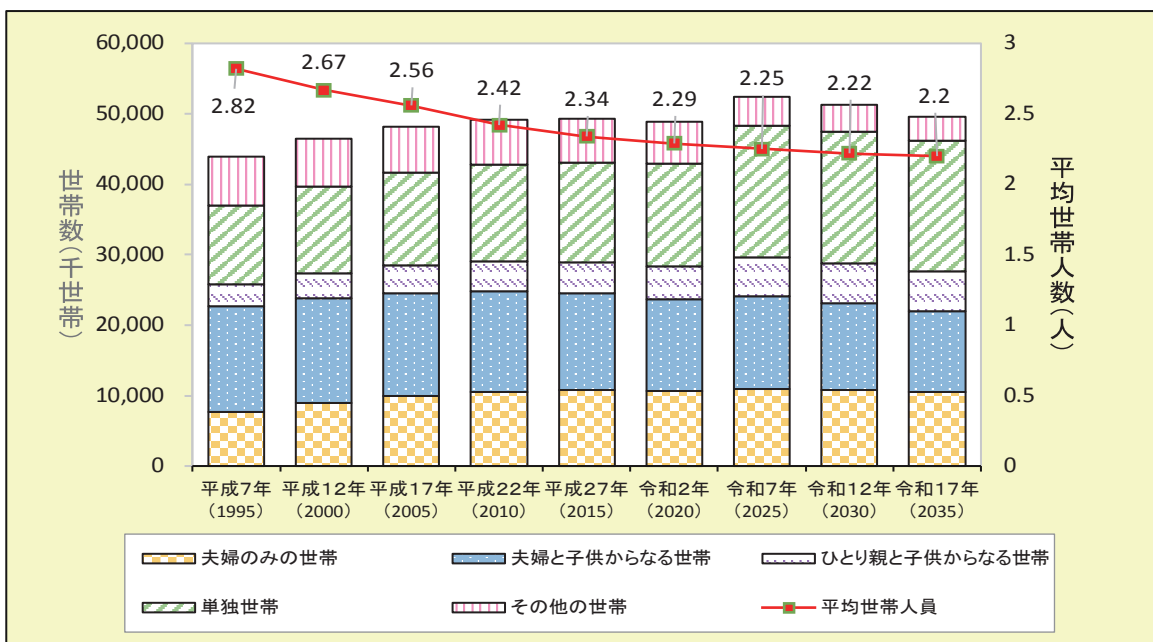
国立社会保障・人口問題研究所が公表[2018（平成30）年3月推計]した世帯類型の全国推計をみると、「単独世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」は年々増加し、一世帯あたりの人数は減少しています。「夫婦のみの世帯」は2025（令和7）年までは増加しますが、その後減少に転じると予測されています。（図表3）

図表2 本市の1世帯あたりの人数と総世帯数



資料：各年国勢調査

図表3 世帯類型の推計（全国）

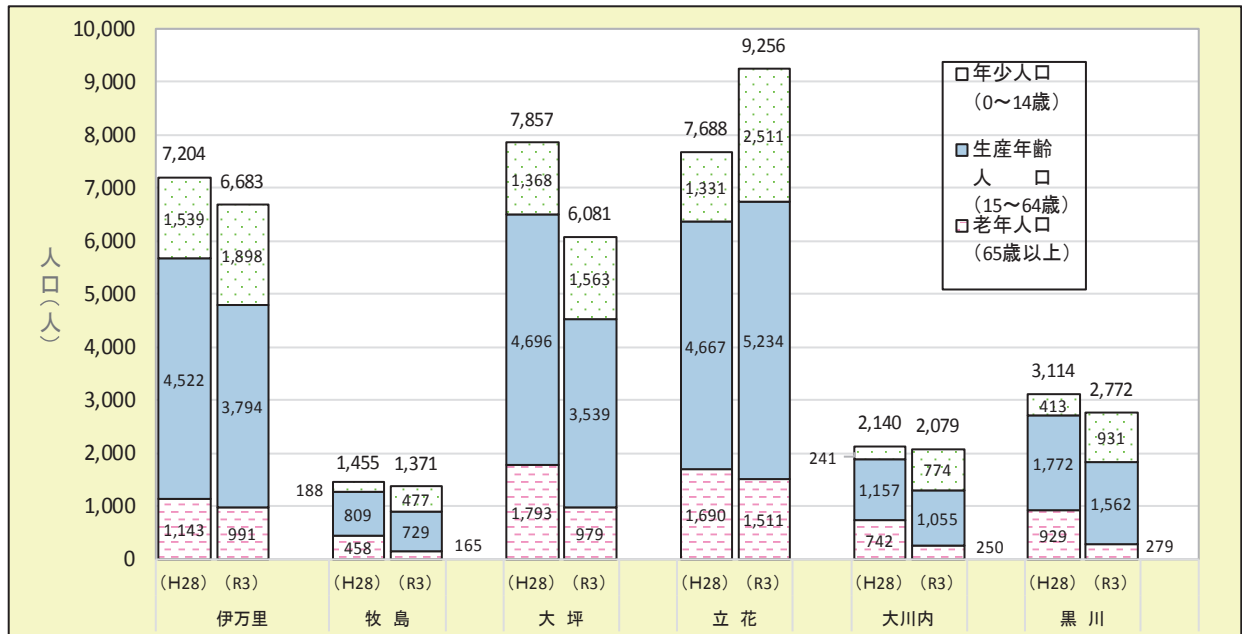


資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（2013年1月推計）」

また、本市における各町（地区）の人口をみると、市街地とその周辺への人口集中が続き、周辺地域では人口減少が進んでいます。

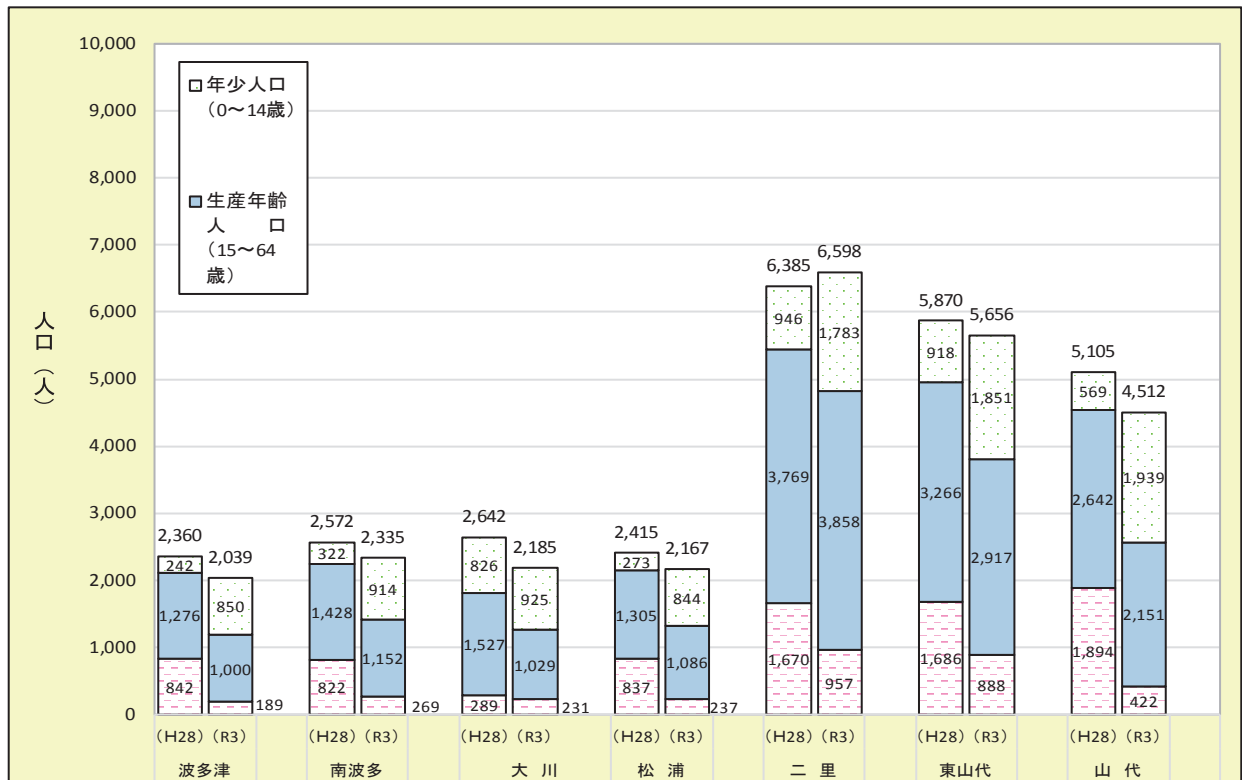
（図表 4、図表 5）

図表 4 各町（地区）の年齢区分別人口①（平成28年3月末と令和3年3月末）



資料：伊万里市地区別年齢別人口統計表

図表 5 各町（地区）の年齢区分別人口②（平成28年3月末と令和3年3月末）



資料：伊万里市地区別年齢別人口統計表

(3) 女性の就業と家事・育児のバランス

女性の就業における全国的な傾向として、育児休業を取得している女性は増えており、出産前後の継続就業の割合も増加しています。しかし、出産前に就業していた女性のうち46.9%が、出産を機に退職したと答えています。(図表6)

女性の年齢階級別就業率は、出産・育児期の30代前半で低くなり、その後再び上昇するM字カーブ※と呼ばれますが、M字カーブの底は上昇傾向にあります。また、本市の女性は、全国や佐賀県よりも緩やかなカーブを描いており、すべての年齢区分において、全国や佐賀県より就業率が高く、結婚や出産後も働き続け、中高年期まで働いている女性が多いことを示しています。(図表7)

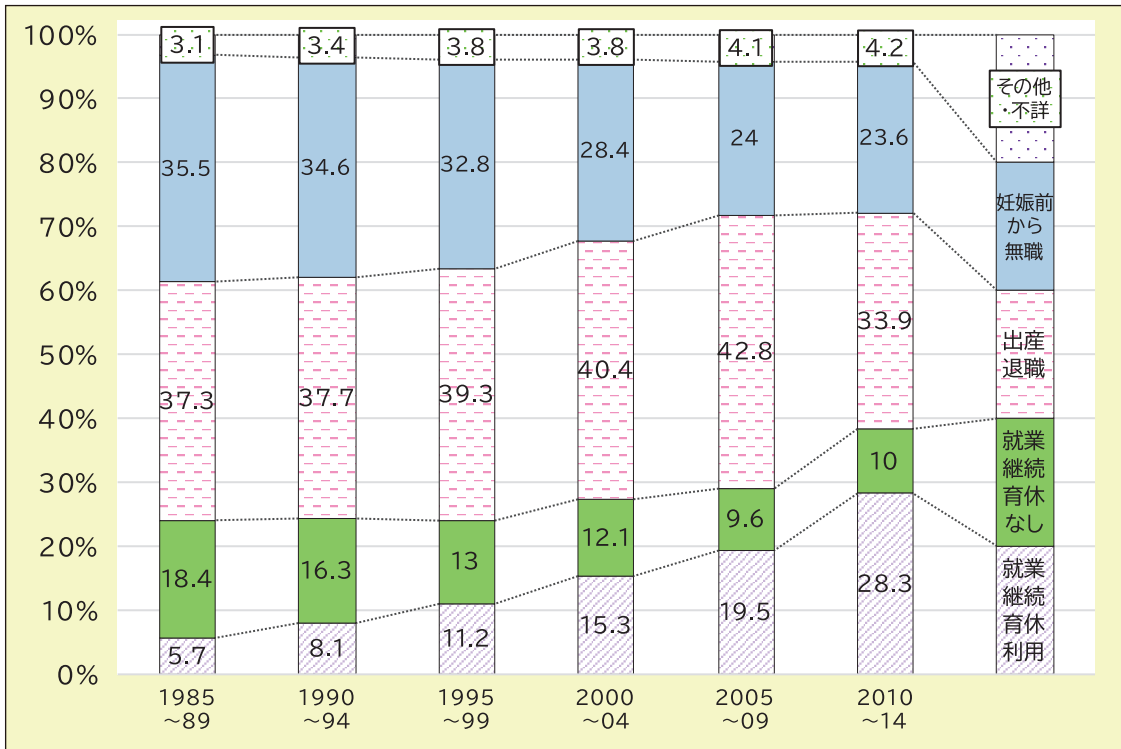
市民アンケートでは、子どもが小さいときにあたる20歳代女性の育児時間が最も長くなっており、20歳代男性の育児時間の約2倍となっています。また、40歳代女性の介護時間は、40歳代男性の約4倍となっています。他の年代で比較しても、夫の家事・育児・介護時間は妻に比べて相当短くなっています。(図表8)

このようなことから、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画できるよう、男女が共に暮らしやすい社会の実現が重要です。

※ M字カーブ (P86 参照)

女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てがひと段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

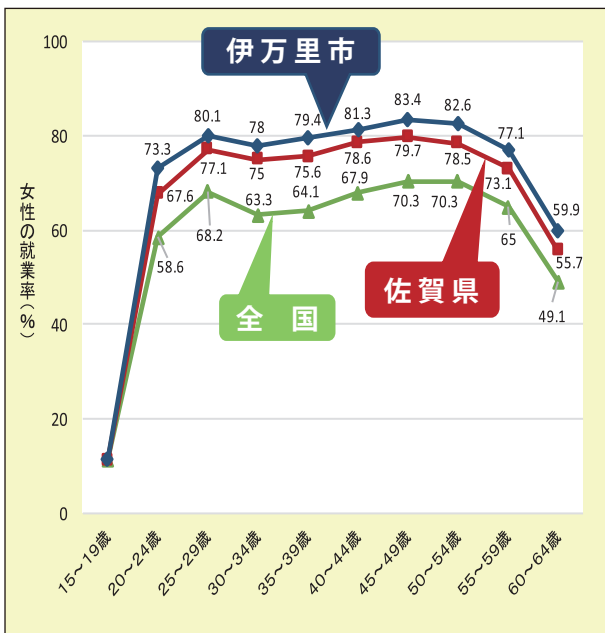
図表6 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



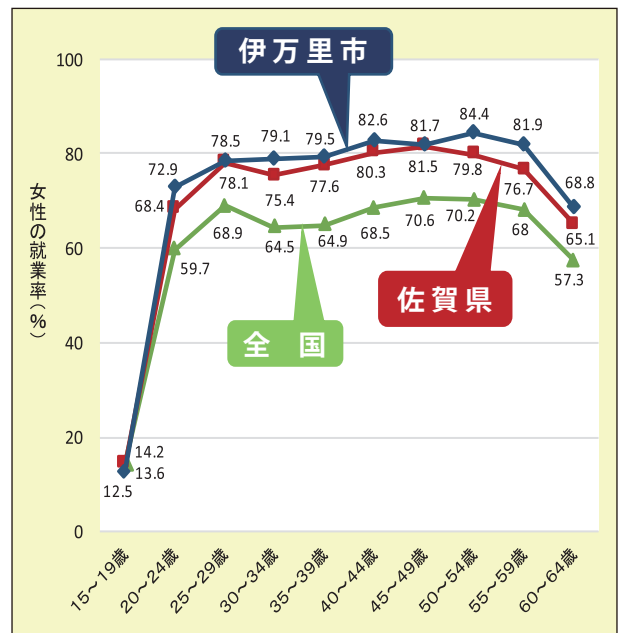
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

図表7 年齢区分別 女性の就業率

2015（平成27）年

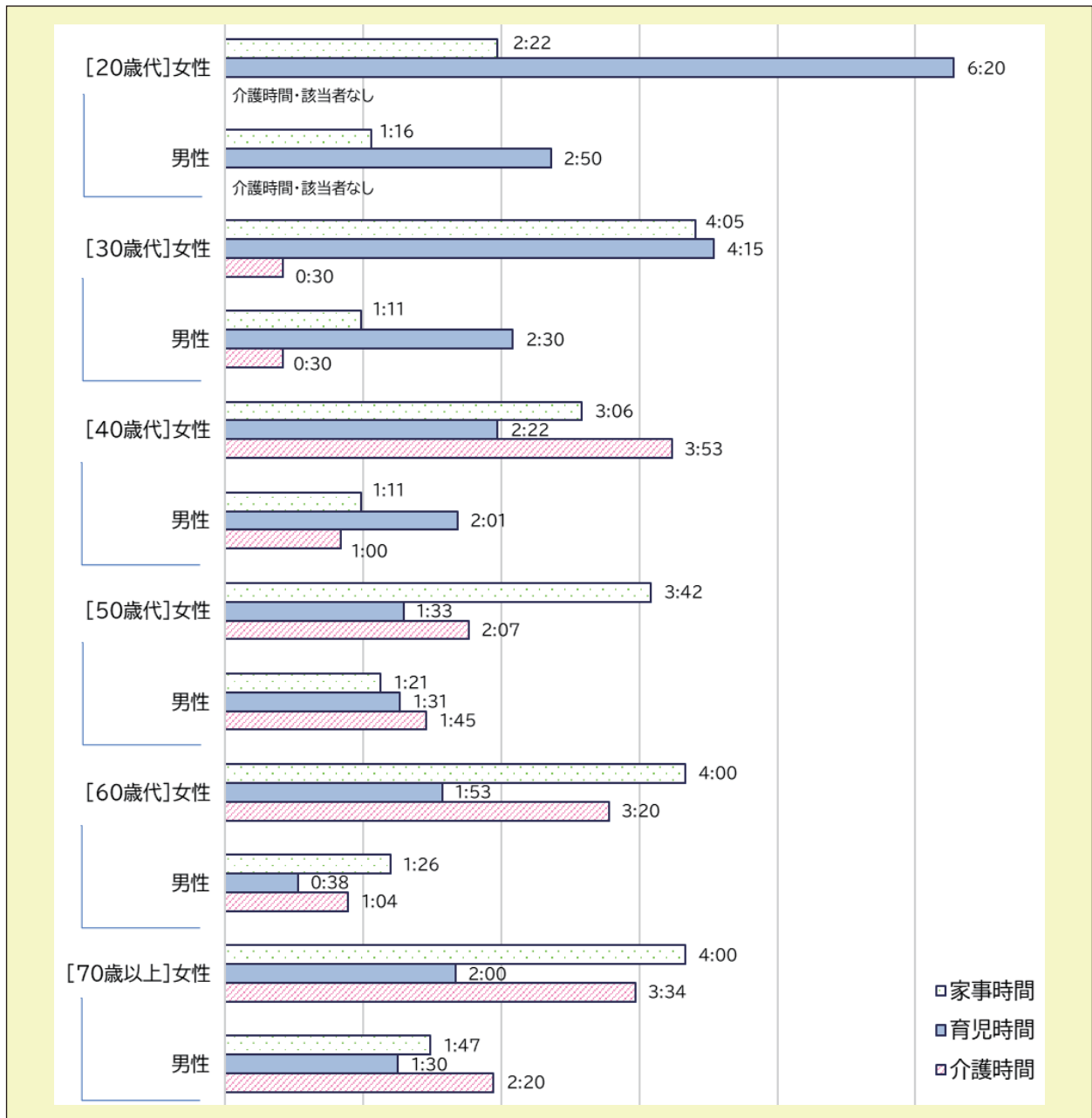


2020（令和2）年



資料：国勢調査

図表 8 本市の家事・育児・介護時間（年代・性別比較）



資料：R3 市民アンケート

（4）家族の姿の変化、人生の多様化

全国の婚姻・離婚・再婚件数の推移をみると、婚姻件数は2000（平成12）年以降は減少傾向で、離婚件数は婚姻件数の約3分の1となっています。また、婚姻件数に占める再婚件数は増加傾向で、婚姻の約4分の1は再婚となっています。（図表9）

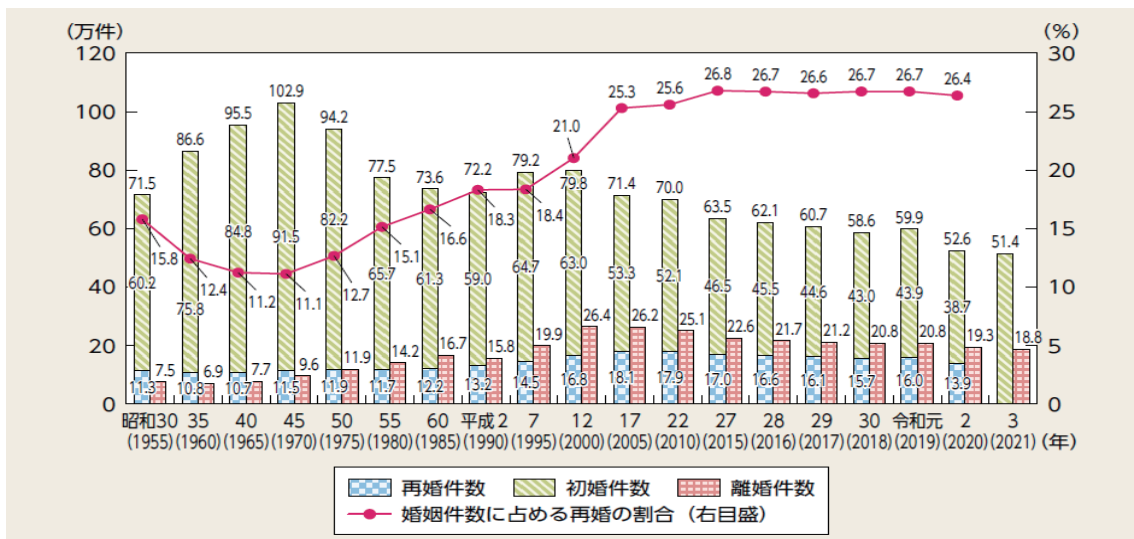
伊万里市の家族の姿の変化をみると、2015（平成27）年には単独世帯の割合が上昇し2020（令和2）年には全世帯の約3割となっており、

国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計[2018（平成30）年3月推計]によると、その後も上昇すると推計されています。1980（昭和55）年に4割弱だった夫婦と子どもの世帯は2020（令和2）年には全世帯の4分の1にまで減少しており、その後も減少すると推計されています。また、ひとり親と子どもの世帯は増加傾向にあります。

（図表 10）

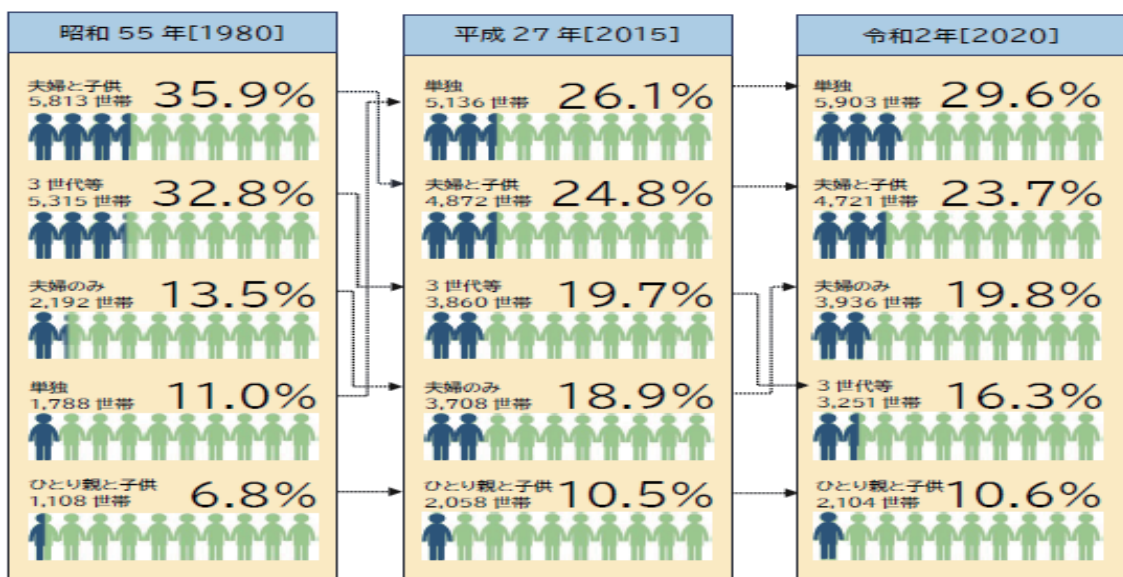
このような結婚観や家庭観の変化から、これまでの固定的な考え方を排除し、多様なライフスタイルを選択できる社会づくりが必要であることがわかります。

図表 9 婚姻・離婚・再婚件数の年次推移（全国）



資料：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」より引用

図表 10 本市の家族の姿の変化



資料：国勢調査

(5) 地域社会への参画

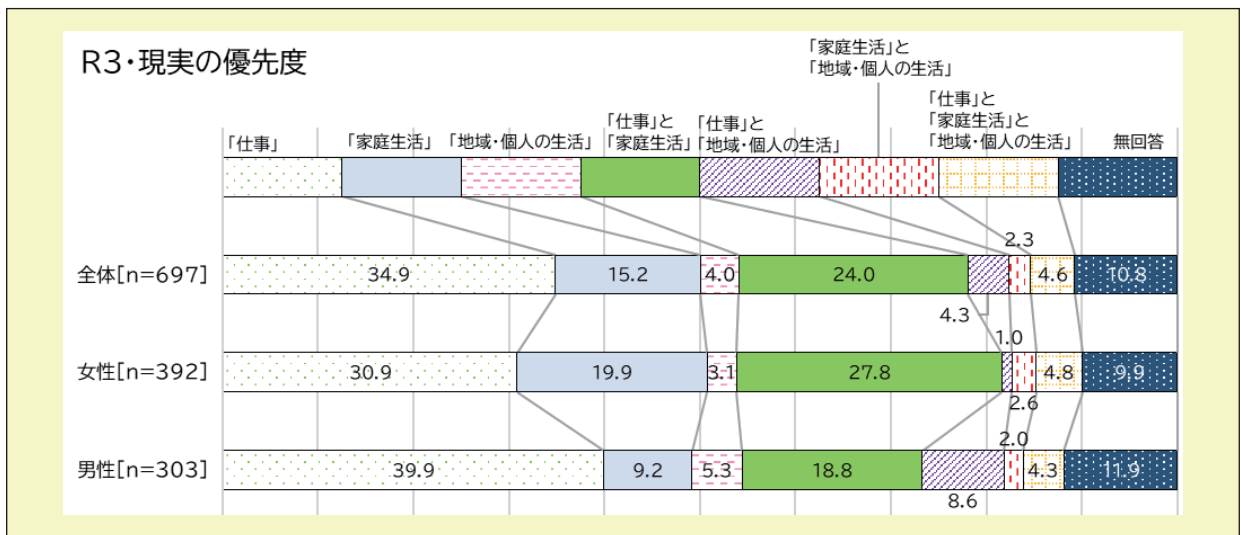
家庭とともに市民にとって最も身近な暮らしの場である地域社会については、市内13町（地区）において、子ども見守り隊の活動をはじめ、ひとり暮らしの高齢者や災害への対応など地域の中での支え合いや、住民の主体的な参加による新たなまちづくりの取組が行われています。

今後、さらに少子高齢化や核家族化が進む中で、地域力を高め支え合いの地域社会を築くためには、男女がともに責任を担いそれぞれの目線で地域活動を支えていくことが不可欠です。

女性が地域において能力を十分に発揮するためには、男性を含む地域社会全体の理解と協力が必要ですが、女性の「地域・個人の生活」を優先する割合は男性に比べて低く、地域活動の代表は男性という男性中心の考え方が根強く残っています（図表11）。

地域の特定の活動がどちらかの性別に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、男女ともに多様な年齢層の地域活動への参画を促進するなど、地域活動における男女協働参画を推進する必要があります。

図表 11 本市の生活の中での優先度 [現実]



資料：R3 市民アンケート

(6) DVに関する相談件数の増加

DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする男女間の暴力は個人の尊厳を害する犯罪であり社会問題です。

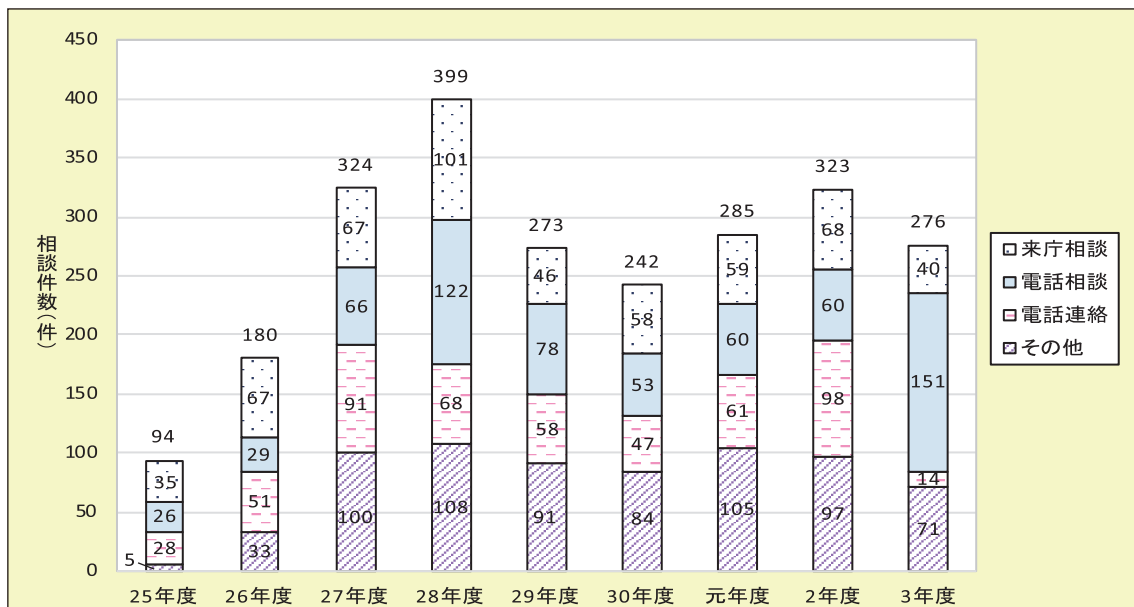
DVは、被害者やその家族の心身に対する影響にとどまらず、女性の社会参画の阻害をはじめ医療費の増加や家族関係の崩壊などの社会的損失の原因ともなり、広く社会に悪影響を与えるとともに、男女協働参画の実現の妨げになっています。

DVの起こる背景には、固定的な性別役割分担意識が、職場や地域、また家庭にも依然として残存していることがあると考えられています。

2001（平成13）年10月に「配偶者暴力防止法」が施行され、本市においてもDVに関する啓発を行い、相談受付と対応を行っていますが、相談件数は2016（平成28）年までは年々増加し、その後高止まりしている状況にあり、その内容は深刻化しています。（図表12）

全国的にも、配偶者暴力相談支援センター※への相談件数及び配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数は増加傾向にあり、今後、本市においても、相談支援や予防教育の取組をより一層強化する必要があります。（図表13）

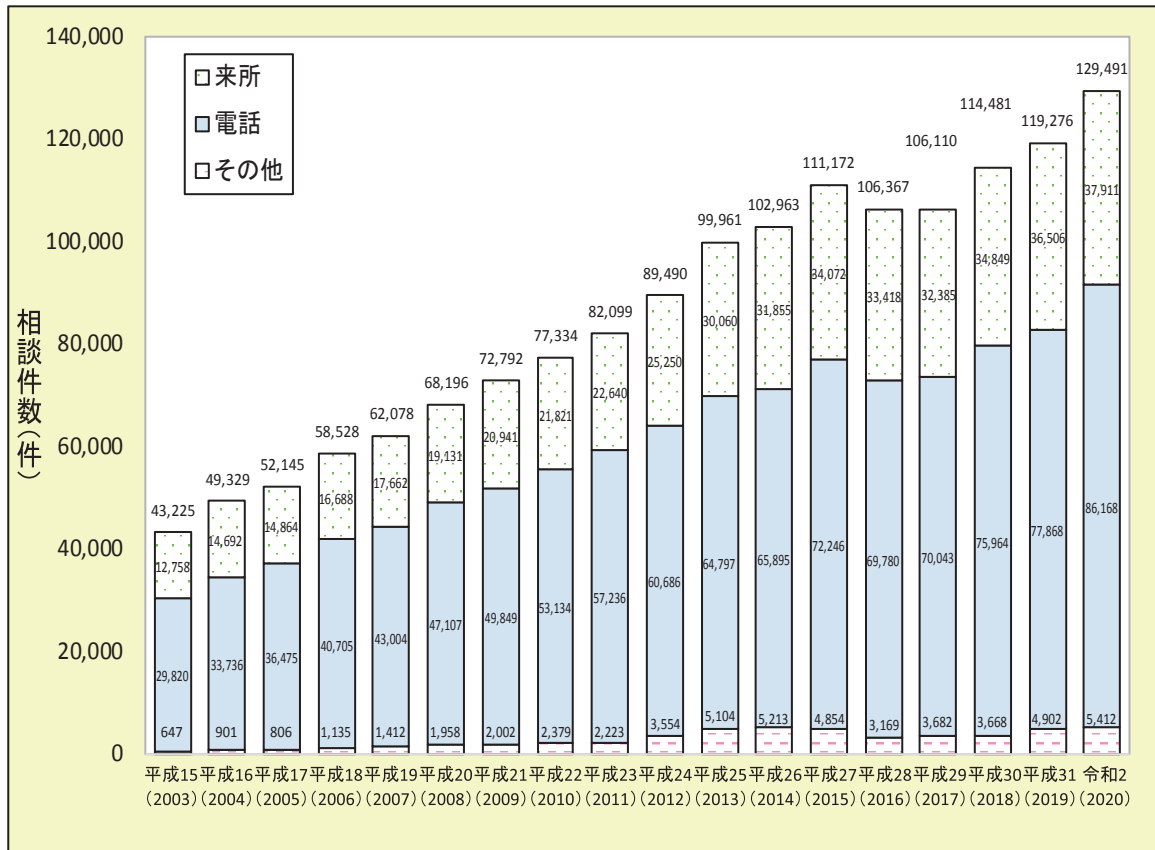
図表12 本市のDV相談件数



※ 配偶者暴力相談支援センター（P87 参照）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護、自立のための情報提供やその他の援助を行う機関のこと。各県に設置してあり、佐賀県内にも2カ所ある。

図表 13 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数（全国）



資料：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」より引用

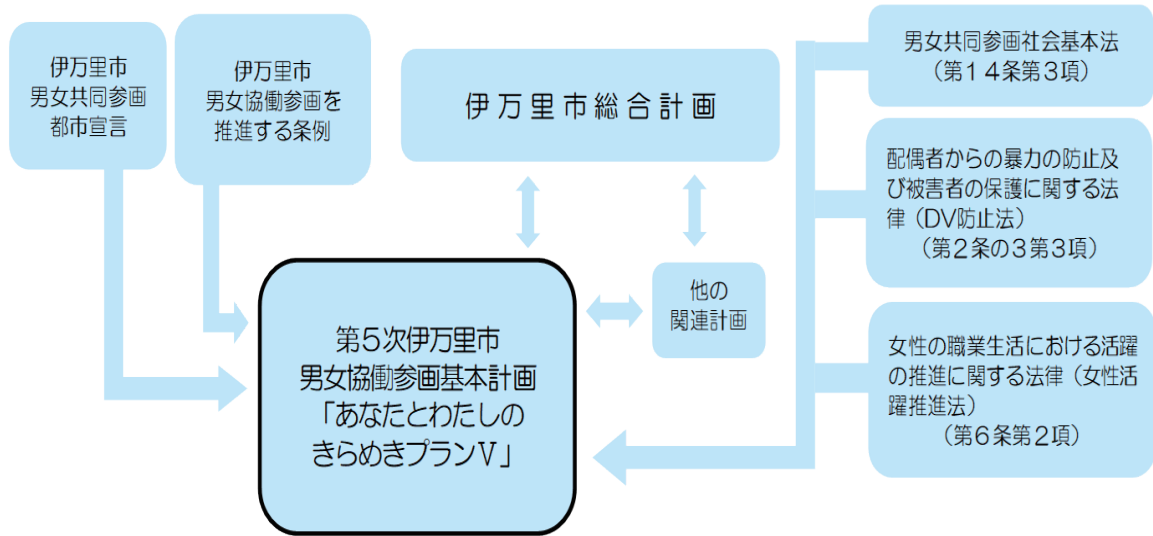


4 計画の性格

- (1) この計画は、「伊万里市男女協働参画を推進する条例」第 12 条に基づき策定し、男女協働参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であり、国・県等の計画と整合性を図りながら推進するものです。
- (3) この計画「基本方向Ⅲ」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) この計画「基本方向Ⅴ」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」と位置付けます。
- (5) 「伊万里市男女協働参画基本計画“あなたとわたしのきらめきプランⅣ”」[2018（平成30）年度～2022（令和4）年度]の成果や課題を継承しつつ、市民と市が協働して取り組むべき目標を示し、具体的な施策を明らかにするものです。

また、あらゆる場面で実践的な活動が行われるよう、市はもとより市民、事業者、地域活動団体、教育に携わる者が一体となって取り組むために、各々に期待する役割を示しています。
- (6) この計画は、「伊万里市総合計画」との整合を図り、計画の推進を通して、総合計画の将来都市像の実現を目指し、安全で安心な本市のまちづくりに寄与するものです。

[基本計画の位置付け]



5 計画の期間

この計画の期間は、2023（令和5）年4月から2028（令和10）年3月までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢や環境の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 基本方向

1 基本目標

『^{ひと}男と^{ひと}女が協働し、すべての人がきらめく“いまり”の実現』

2 基本理念

「伊万里市男女協働参画を推進する条例」に掲げる基本理念のもとに、市民一人ひとりが自立し、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に平等に参画し責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女協働参画社会の実現をめざします。

伊万里市男女協働参画を推進する条例第3条(抜粋)

(1) 男女の人権の尊重

男女が、性別に起因する差別的な取扱い及び暴力を受けることなく、個人として尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消及び選択の自由

男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意志と責任により多様な生き方を選択することができること。

(3) 政策及び方針決定過程への参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の決定過程に参画する機会が確保され、共に社会的責任を分かち合うこと。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の調和

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活（以下「家庭生活」という。）における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営むことができること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利

男女が、妊娠、出産その他の性及び生殖に関し、理解を深め、尊重し合うとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

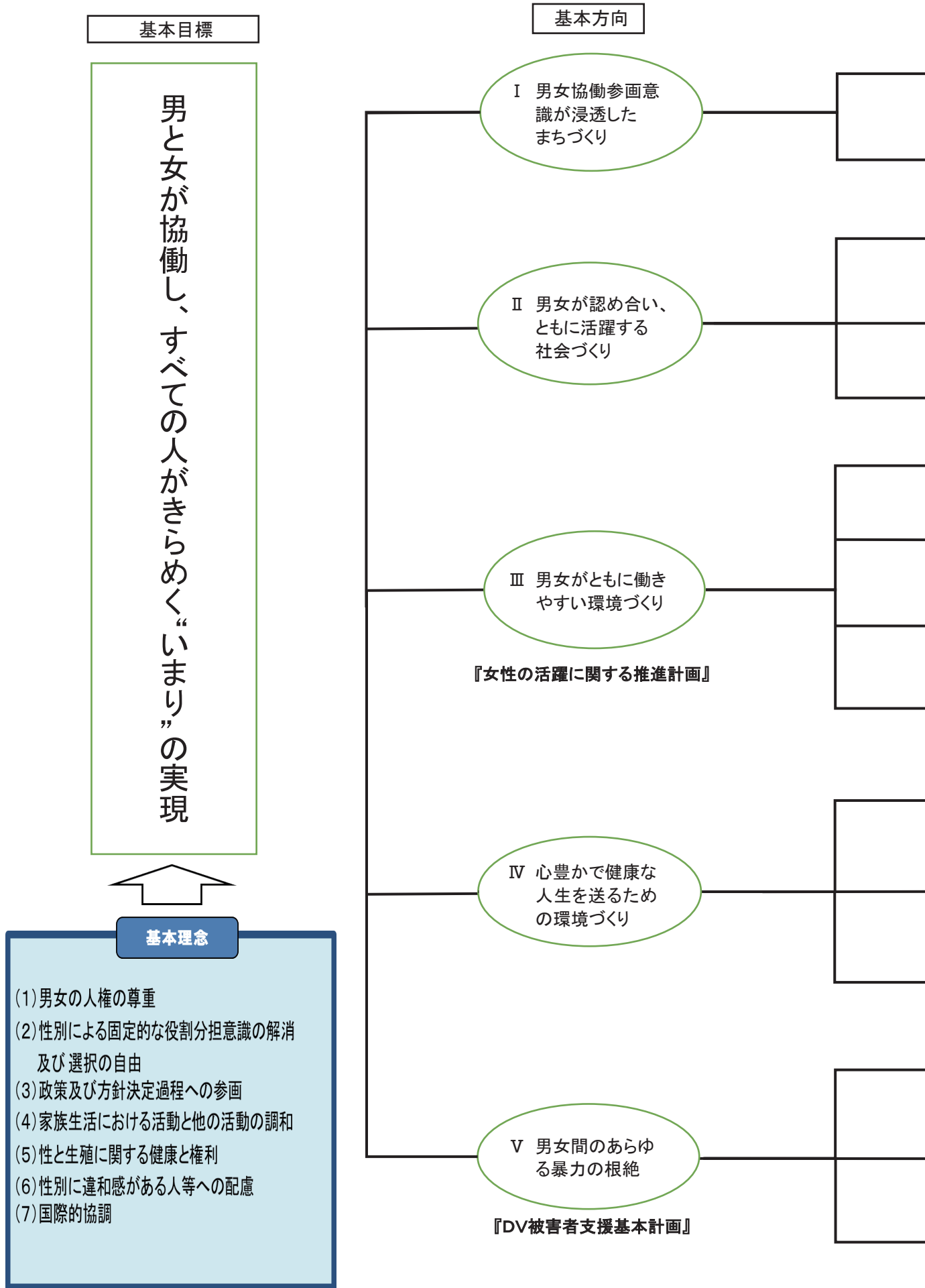
(6) 性別に違和感がある人等への配慮

男女の性別にとどまらず、身体上の性別に違和感がある者及び先天的に身体上の性別が不明瞭である者の人権が尊重され、かつ、配慮されること。

(7) 国際的協調

男女協働参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。

3 施策体系



重点目標

推進施策

1. 男女協働参画意識の形成・改革

1. 男女協働参画への理解を広げる啓発の充実
2. 男女協働参画に関する調査研究及び情報の提供・資料の充実
3. 多様性を尊重したまちづくり

2. 男女協働参画に関する教育・学習の推進

1. 人権を尊重した男女平等教育の推進
2. 男女協働参画の視点に立った生涯学習の推進

1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

1. 審議会等委員への女性の参画拡大
2. 各種団体における女性の参画促進

2. 地域、防災その他の分野における男女協働参画の推進

1. 地域社会における男女協働参画の推進
2. 防災における男女協働参画の推進
3. 男性の家庭・地域社会における活躍

3. 市民と行政との協働による社会づくり

1. 人材を育成する機会の充実と人材情報の提供
2. 地域団体のリーダーの育成とネットワークの推進

1. 職場における男女協働参画の推進

1. 均等な雇用機会と待遇の確保
2. ハラスメント等の防止
3. 事業所の男女協働参画意識の醸成
4. 事業所との連携

2. 多様なライフスタイルに対応したワーク・ライフ・バランスの推進

1. ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発
2. 子育てを社会で支える環境づくり
3. 介護を社会で支える環境づくり

3. 農林水産業・商工業等における男女協働参画の推進

1. 働きやすい労働環境の整備
2. 経営への女性の参画と女性リーダーの育成
3. 女性の起業への支援と都市との交流の促進

4. 男女協働参画推進モデルとしての市役所における推進体制の整備

1. 職員の意識向上及び庁内における男女協働参画の推進
2. 「男女協働参画推進モデル」の整備
3. 市民、事業所等との情報共有及び男女協働参画推進モデルの活用促進

1. いのちと人権を尊重する人づくりの推進

1. 性に関する理解の促進
2. 自らの健康を守る教育・学習の推進
3. 性的少数者に関する相談体制の充実及び相談窓口の広報

2. 生涯を通じた健康づくりの支援

1. 妊娠・出産の支援
2. 心と身体の健康づくり

3. 生活に困難を抱えた人への支援

1. 高齢者・障がい者がいきいきと暮らせる環境づくり
2. 様々な困難を抱えた人への相談と支援

1. 啓発・教育による暴力を許さない意識づくり

1. 広報、啓発の推進
2. 職務関係者への研修の実施
3. DV未然防止教育の推進

2. 被害者の安全・安心に配慮した相談支援の拡充

1. 相談体制の充実と相談窓口の周知
2. 障がい者、高齢者へのDVに関する対応の充実
3. 二次被害を起こさない被害者支援体制の強化
4. 安全対策の徹底
5. 自立に向けた支援の実施

3. 切れ目のない支援のための関係機関等との連携強化

1. 庁内関係部署との連携強化
2. 関係機関及び民間団体等との連携強化

伊万里市が目指す男女協働参画社会

性別で役割や行動を決めつけません！

「男だから」「女だから」と決めつず、誰もが自分の生き方を自由に選ぶことができます。



男女が一緒に考えて決定します

大切なことを決めるときは、みんなで一緒に考え責任も分かち合います。



家庭でも社会でも支え合います。

家事、子育て、介護などみんなで協力し合います。



みんなの人権を尊重します。

あらゆる人の人権が守られ、だれもが自分らしく生きられます。



第3章 重点目標及び推進施策

基本方向Ⅰ 男女協働参画意識が浸透したまちづくり

<基本的な考え方>

男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女協働参画社会を実現するためには、互いを認め合い、尊重し、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場において、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、個人の意思によって多様な選択ができる社会を構築することが必要です。

このため、一人ひとりが、また次代を担う子どもたちが、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し合い、ともに社会を構成する一員としての自覚を持つ、男女協働参画意識の浸透を図る取組を推進します。

また、我が国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に関する動きと連動して推進されています。

市民が、我が国の現状をはじめ国際社会の一員としての国際規範や基準及びその意義を理解し、意識を高めるとともに、教育や国際交流の経験などを通じ、国際感覚を向上させるような取組を進めます。

<重点目標>

- 1 男女協働参画意識の形成・改革
- 2 男女協働参画に関する教育・学習の推進

<成果目標>

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する市民の割合 (“どちらかといえばそう思う”を含む)	25.1%	15%以下
「家庭生活の場」で「男女平等」と考える市民の割合	34.1%	40%
「学校教育の場」で「男女平等」と考える市民の割合	69.2%	75%

重点目標 1 男女協働参画意識の形成・改革

＜現状と課題＞

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、希望に沿った選択を阻む要因となっています。

これまでに本市では、県内に先駆けて「男女共同参画都市宣言」を行い、男女協働参画に関する講座やフォーラムの開催など、様々な啓発活動に取り組んできました。

しかしながら、R3 市民アンケートの結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて、「そう思う（『どちらかといえばそう思う』を含む）」と答えた市民は 25.1%で、固定的な性別役割分担意識を持つ割合が、H28 市民アンケート（19.2%）より増加しています。（図表 14）

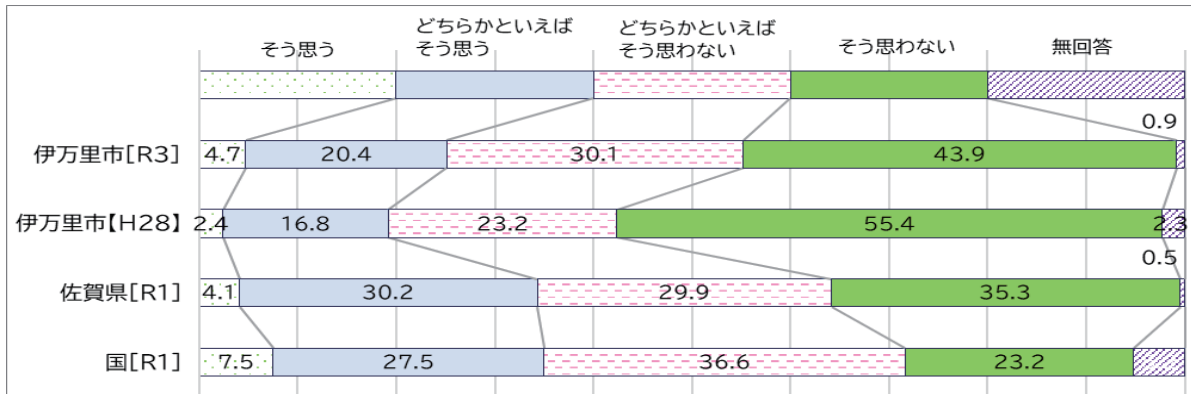
社会の様々な場面での男女の平等感については、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「家庭生活」、「職場」など多くの分野で「男性優遇」と答えた割合が半数以上あり、男女協働参画が浸透しているとは言えない状況です。（図表 15）

こうした状況から、あらゆる世代で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念を解消するとともに、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が男女どちらかに不利に働かないよう、継続した広報啓発が不可欠です。

また、男女協働参画に関する調査研究を行い、分析結果や関係資料などを市民に提供していくことが必要です。

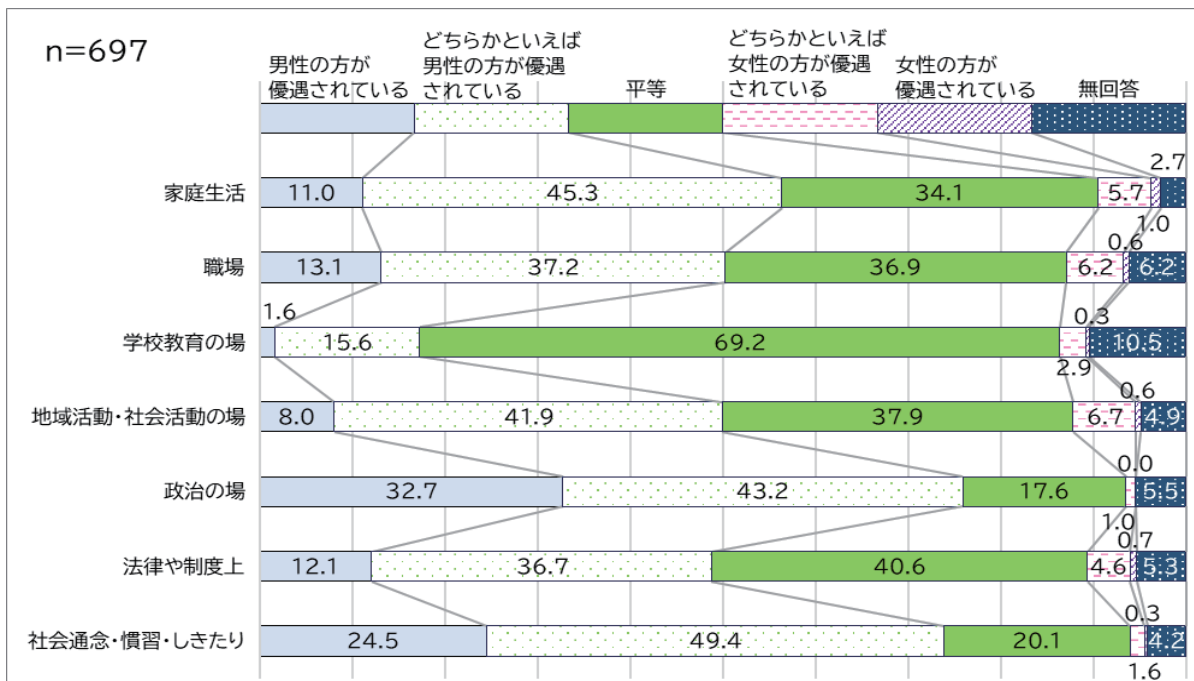
さらに、国際化の進展とともに外国人登録者数が増え、身近な地域で外国人と交流する機会も増えていきます。地域に住む外国人と日常生活を通じた国際交流を図ることにより、世界の文化や習慣を理解して国際性豊かな視野を持つ人材を育成することも大切です。

図表 14 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について
(市民・各調査との比較)



資料：R3 市民アンケート

図表 15 男女平等の実現状況



資料：R3 市民アンケート

< 推進施策 >

1-1 男女協働参画への理解を広げる啓発の充実

生き方が多様化する中で、誰もが固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスにとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮でき、柔軟にライフスタイルを選択できる男女協働参画社会の実現に向け、各種広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど多様な手段を活用して、男女協働参画をはじめ、子育て支援や女性と労働に関する情報などについて、広く情報提供を行います。

男女協働参画に関する国際的な動向や各国の状況についても情報提供を行い男女平等意識の醸成を図ります。

また、男女協働参画の視点を取り入れた講演会や、夫婦や親子で参加できる講座を開催するなど、あらゆる世代の学習機会の充実を図るとともに、出前講座※による啓発活動を積極的に行い、男女協働参画の正しい理解促進に努めます。

【主な関連事業・関係課】

広報紙やメディアを活用した広報の充実	企画政策課
講演会や出前講座の開催	企画政策課／人権・同和対策課 ／福祉課／生涯学習課
世代間交流の推進	まちづくり課／長寿社会課／健康づくり課／福祉課／子育て支援課／学校教育課／生涯学習課

1-2 男女協働参画に関する調査研究及び情報の提供・資料の充実

男女協働参画基本計画の推進に合わせて、市民意識調査を実施し、分析したうえで公表します。

講演会や学習会、出前講座等の機会に合わせて、積極的にアンケート調査を行い、分析して施策や事業に活用します。

また、市民図書館において市民のニーズに合った男女協働参画に関する図書やDVDなどの映像資料について継続的に収集を行い、情報の提供や資料の充実を図ります。

【主な関連事業・関係課】

男女協働参画に関する調査研究の実施と分析・公表	企画政策課
啓発に向けた情報の提供・資料の充実	企画政策課／市民図書館

※ 出前講座 (P86 参照)

市政や法制度に関することなど、市職員等が団体の会合等に出向いて説明を行うもの。

1-3 多様性を尊重したまちづくり

公共施設等の整備においては、障がい者、高齢者、妊婦や子どもなど、性別や年齢、国籍にかかわらず、多様な人々のニーズに対応したバリアフリー※1やユニバーサルデザイン※2を推進します。

また、様々な情報の多言語化や多様なメディアの利用など、ユニバーサルデザインに配慮した、わかりやすい適切な情報提供を推進します。

様々な機会を通じて、友好交流都市である中国・大連市との文化交流をはじめ外国の人々との交流を図り、相手の国の文化に対する理解を深めていきます。

さらに大連市をはじめとする市内在住の外国人との相互交流を進めるなど、多様性を尊重する視点から各国の男女共同に関する情報や成果を共有していきます。

【主な関連事業・関係課】

公共施設等のバリアフリーやユニバーサルデザインの推進	まちづくり課／福祉課／道路河川課／都市政策課／施設営繕課／教育総務課
ユニバーサルデザインに配慮した情報提供の推進	企画政策課／情報政策課／まちづくり課／福祉課
多様な機会を活用した国際交流事業の推進	まちづくり課
語学教室を通じた国際理解の推進	まちづくり課
A L Tの導入等による国際的感覚の育成	学校教育課

※1 バリアフリー (P87 参照)

高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など全ての障壁を除去するという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン (P87 参照)

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

重点目標2 男女協働参画に関する教育・学習の推進

<現状と課題>

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の中で形成されるものであり、次代を担う子どもたちが男女協働参画を正しく理解し、その個性と能力を発揮できるように育つことが重要です。

保育所や学校などにおいては、家庭や地域と連携し、人権を尊重した男女平等教育を行うことが必要であり、本市では、学校における教育活動を通し、子どもに対する男女平等意識の醸成に取り組んでいます。

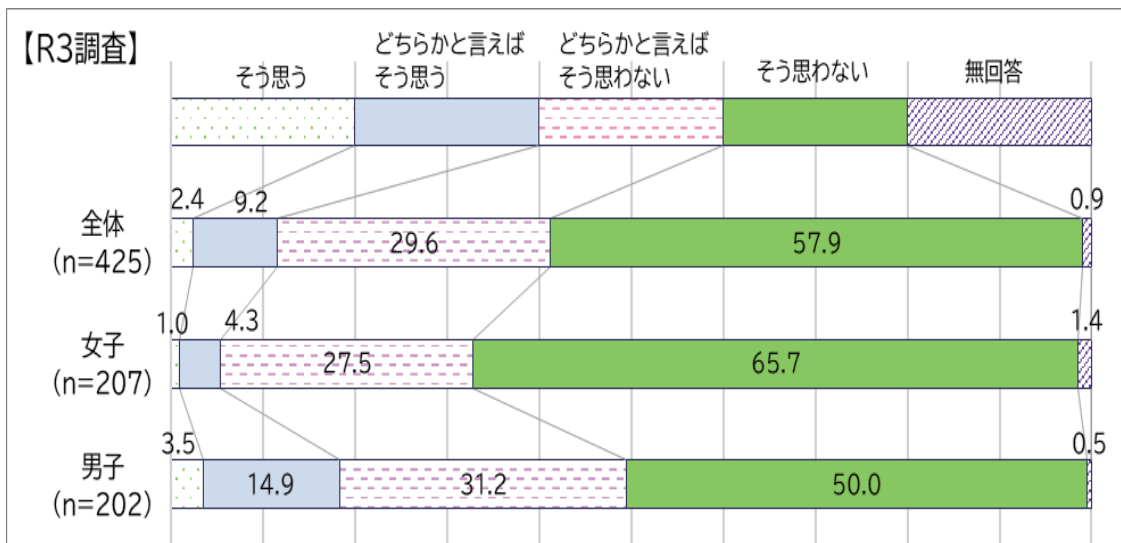
中学生アンケート・高校生アンケートの結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて、「そう思う（『どちらかといえばそう思う』を含む）」と答えた中学生は11.6%、高校生は12.9%で、H28アンケート（中学生40.3%、高校生35.3%）より大幅に減少しています。

（図表16-1、16-2）

また、将来なりたい職業について中学生女子では、「看護師・介護福祉士等」、中学生男子では「スポーツ関係」が多く、高校生女子では「看護師・介護福祉士等」、高校生男子では、「技術者・エンジニア」が多いなど、男女での職業選択が大きく違っており、男性には競争に勝つ強さ、女性には他者をケアする優しさを無意識に求める風潮があることが考えられます。（図表17-1、図表17-2）

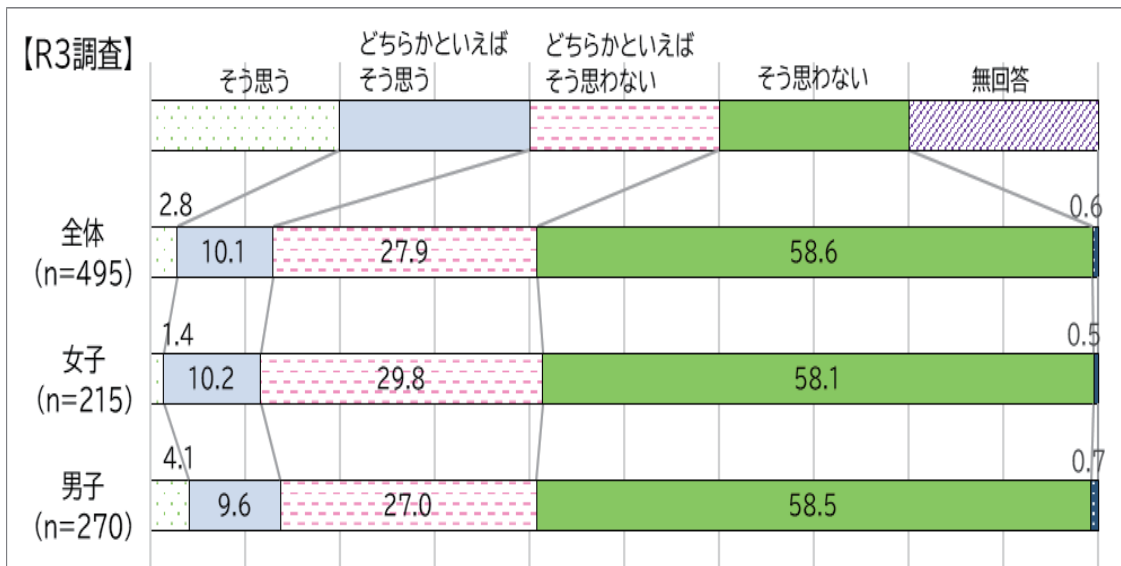
家庭や学校などの日常生活において、子どもの意識に固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスを植え付けてしまうことをすべての大人が認識し、性別にとらわれず誰もが個性を発揮して自分らしく生きることの大切さや男女協働参画意識を身に付ける教育環境を整える必要があります。

図表 16-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（中学生）



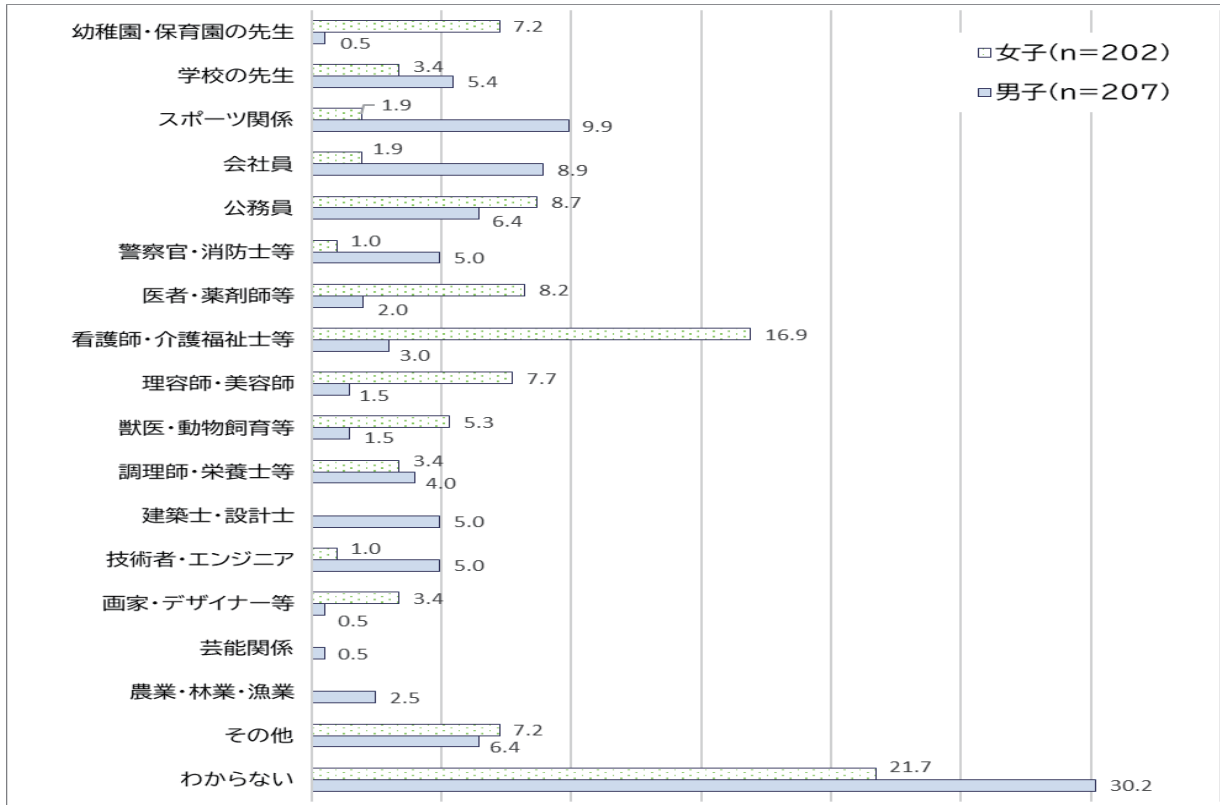
資料：R3 中学生アンケート

図表 16-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（高校生）



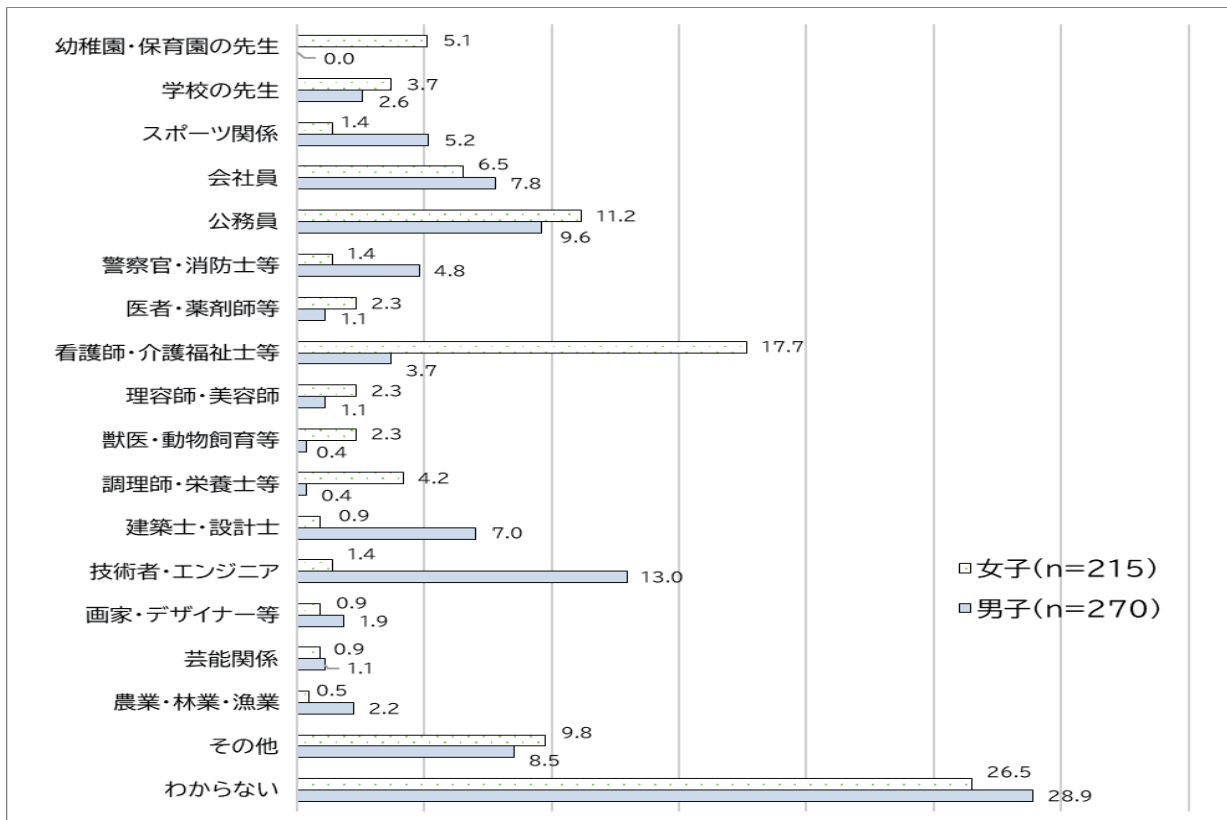
資料：R3 高校生アンケート

図表 17-1 将来どのような仕事がしたいか (中学生)



資料：R3 中学生アンケート

図表 17-2 将来どのような仕事がしたいか (高校生)



資料：R3 高校生アンケート

<推進施策>

2-1 人権を尊重した男女平等教育の推進

男女協働参画意識の形成には、幼い頃からの意識づくりが重要であることから、学級活動や学校行事、進路指導などについて、それぞれの年代に合わせ、人権を尊重した男女平等教育を推進します。

また、障がいがある子どもや性別に違和感がある子どもなど、すべての子どもたちが認め合い、互いを尊重する教育を推進します。

さらに、家庭や地域社会において、子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けることがないよう、保護者や保育士・教職員、地域社会の大人たちを対象とした男女協働参画に関する研修の充実を図ります。

【主な関連事業・関係課】

児童・生徒に対する男女平等・多様性に関する教育及び進路指導の実施	学校教育課
男女平等・多様性の視点に立った保育園・学校行事の実施	子育て支援課／学校教育課
保護者への男女平等・多様性に関する啓発	子育て支援課／学校教育課
保育士・教職員に対する男女協働参画研修の実施	企画政策課／子育て支援課／学校教育課
P T Aにおける男女協働参画研修の実施	企画政策課／学校教育課

2-2 男女協働参画の視点に立った生涯学習の推進

性別、年代にかかわらず、すべての人に生涯学習や社会教育の機会が得られるよう、働く人や子育て中の人の参加に配慮した講座を開催します。

また、地域における男女協働参画に関する学習機会の提供を推進します。

【主な関連事業・関係課】

働く男女や子育て中の男女の参加に配慮した講座等の開催	講座開催各課
託児サービス付き講座開催の推進	講座開催各課

みんなで考えよう・やってみよう

市

- 広報紙やホームページ、研修会や出前講座等を通じて、男女協働参画に関する情報を分かりやすく提供します。
- 男女協働参画の必要性を学べる講演会等の学習機会を充実させます。

市民

- 家庭や地域で、男女が平等であるという意識を持って行動しましょう。
- 男女協働参画に関する研修会や出前講座等に積極的に参加しましょう。
- お互いを認め合い、支え合う気持ちを大切にしましょう。
- 子どもたちに男女平等の大切さを教え、個性にあった進路選択などを支援しましょう。

事業者

- 職場において、男女が不平等に扱われていないか、点検してみましょう。
- 働く男女が、生涯学習や社会教育に参加しやすい環境をつくりましょう。
- ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。

地域活動団体

- 男女協働参画について、積極的に学習する機会をつくりましょう。
- 組織の活動に、男女が平等であるという意識を持って取り組みましょう。

教育に携わる者

生涯学習等を含む

- 性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性を大切にしましょう。
- 子どもたちに、発達段階に応じた男女平等の大切さを教えましょう。
- 性別にかかわらず、子どもの特性に合った進路選択を支援しましょう。
- 子どもたちに、いろいろな国の人と触れ合い、文化や社会の在り方を学ぶ楽しさを教えましょう。

基本方向Ⅱ 男女が認め合い、ともに活躍する社会づくり

<基本的な考え方>

男女が社会の対等な構成員としてお互いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で男女協働参画の視点をいかした社会づくりを進めるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

地域活動においても男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組み、地域の活性化を図ることとし、特に近年重要性が高まっている防災分野においては、男女協働参画の視点を取り入れ、多種多様なニーズに対応できるよう、引き続き女性の参画を進めます。

男女ともに多様な年齢層の人材育成と条件整備を図り、市民協働の社会づくりを進めます。

<重点目標>

- 1 政策・方針決定の場への女性の参画推進
- 2 地域、防災その他の分野における男女協働参画の推進
- 3 市民と行政との協働による社会づくり

<成果目標>

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
審議会等委員に占める女性の割合	36.2%	40%
男女協働参画に関する講座を開催した町（地区）数（計画期間内）	12地区	全町（13地区）

重点目標1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

<現状と課題>

政治経済、社会、文化その他のあらゆる分野において、男女協働参画の視点が反映されることは、極めて重要なことです。

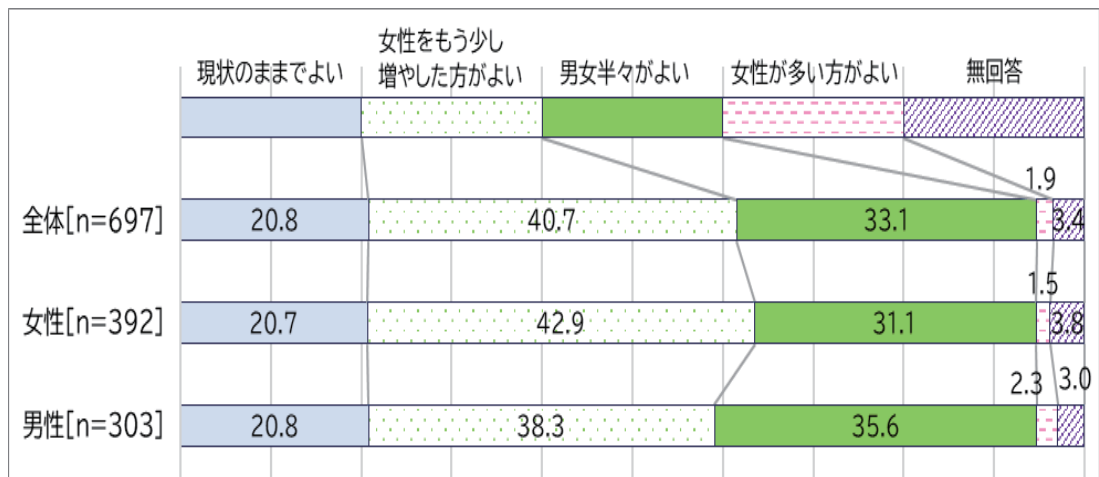
市政における政策・方針決定の場である各種審議会・委員会等への女性の参画については、2022(令和4)年度までの推進目標値40%に対し、現在、女性委員の割合は36.2%[2021(令和3)年度]となっており、女性委員の

いない審議会も2審議会あるなど、目標達成には至っていません。

市民アンケートによると、女性委員の割合については、「女性委員を増やした方がよい」（「もう少し増やした方がよい」と「男女半々がよい」を含む）という回答が73.8%あり、方針決定の場への女性のさらなる参画が望まれています。（図表18）

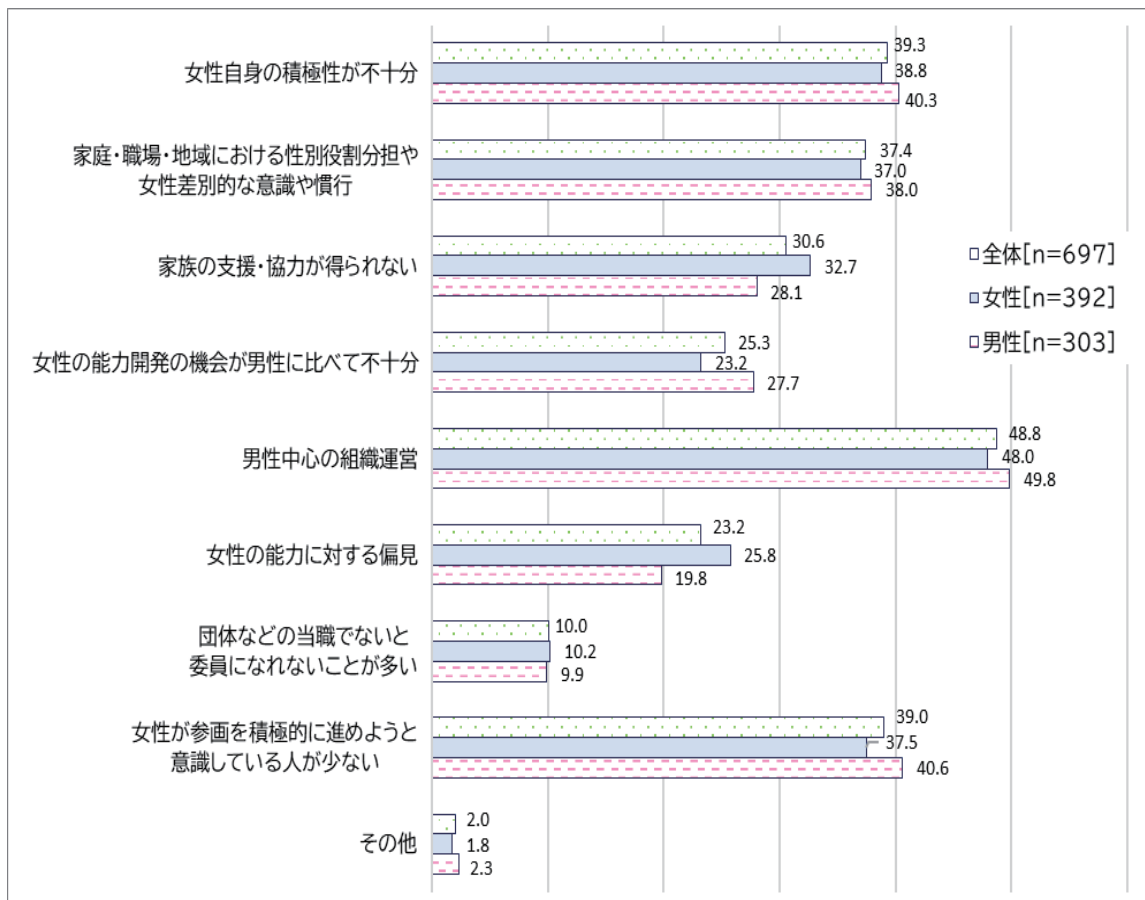
また、方針決定の場に女性の参画が少ない理由については、「男性中心の組織運営」48.8%、「女性自身の積極性が不十分」39.3%といった回答が多く、男女のバランスの取れた組織構成を進めるとともに、研修の機会を提供し、女性自身の積極性を高めるような意識の向上を図っていく必要があります。（図表19）

図表18 女性委員が少ない状況について



資料：R3 市民アンケート

図表 19 方針決定の場に女性の参画が少ない理由



資料：R3 市民アンケート

< 推進施策 >

1-1 審議会等委員への女性の参画拡大

政策や方針決定の場において、男女それぞれの意見が反映されるよう、市の審議会等委員に占める女性の割合の向上と女性委員がいない審議会等の解消に努め、審議会等委員への女性の参画拡大を推進します。

また、審議会等の委員候補者として登録する「いまり女性ネットワーク」の充実と活用を図るとともに、幅広い分野で女性の人材発掘を行い、女性自身の意識・行動改革を進めます。

【主な関連事業・関係課】

審議会等委員への女性の参画推進	全課
審議会等における託児サービス提供	全課

女性自身の積極性を高めるための啓発の実施	企画政策課
「いまり女性ネットワーク」の積極的な活用	企画政策課

1-2 各種団体における女性の参画促進

各種団体において、多様な意見を反映するために、男女が平等に参画する機会を得ることは重要であることから、女性の参画促進に関する働きかけを行うとともに、女性参画の重要性と理解を深めるための啓発に努めます。

【主な関連事業・関係課】

各種団体の男女協働参画意識の醸成	企画政策課
男女協働参画の視点を取り入れた講演・研修会等開催の促進	企画政策課

重点目標2 地域、防災その他の分野における男女協働参画の推進

<現状と課題>

地域社会は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、安全で安心な生活の維持には男女協働参画社会の実現が重要であることから、今後さらに少子高齢化が進む中で地域力を高め、支え合いの地域社会を築くには、男女がともに責任を担い、活動していくことが不可欠です。

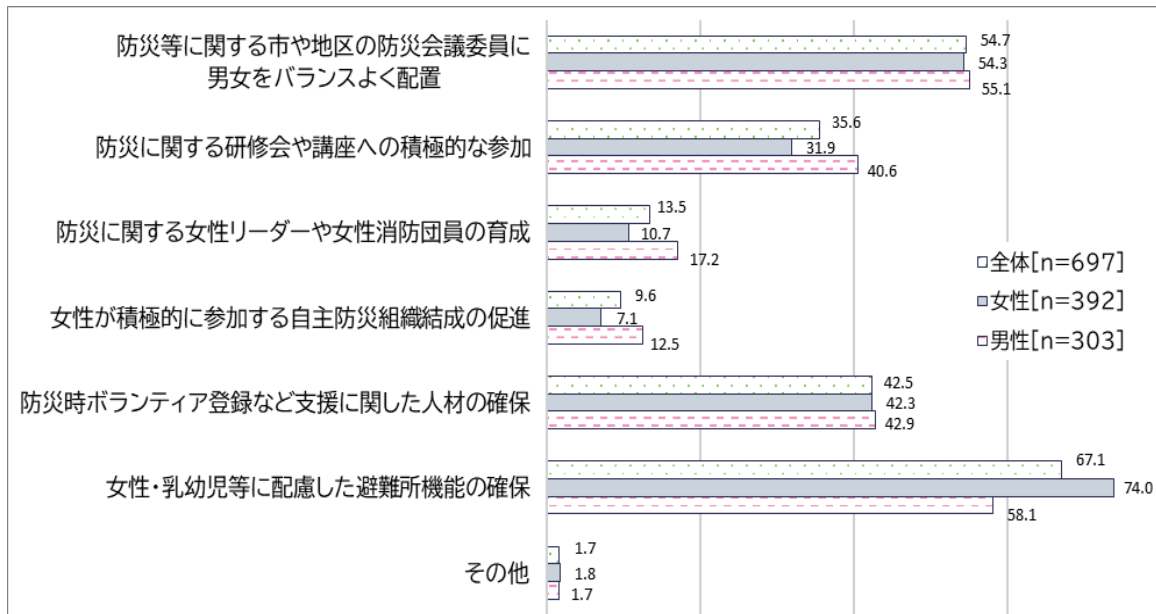
しかし、地域においては、役員等に圧倒的に女性が少ない現況であり、男女協働参画の意識が浸透しているとは言えない状況です。

これまでの慣習にとらわれることなく、多様な人材が地域において活躍できるよう、性別や年齢にかかわらず地域社会への参画を可能にする環境づくりを進めていく必要があります。

近年自然災害が増加し、市民の防災意識は高まっているものの、避難所での困りごとや必要な支援は、性別や家族構成などによって異なっており、今後の防災活動を推進していくうえで男女協働参画の視点を取り入れることが必要とされています。（図表 20）

また、男女協働参画の実現には女性の活躍と並行し、男性の活躍の場を地域社会や家庭に広げることも必要とされています。

図表 20 これからの防災活動に必要なだと思うこと



資料：R3 市民アンケート

< 推進施策 >

2-1 地域社会における男女協働参画の推進

男女の視点を十分に反映した地域社会の形成のため、地域で活躍する女性役員を増加させる環境づくりを進めます。

また、地域における男女協働参画の理解を促進するため、出前講座等により住民に身近な場所での男女協働参画に関する情報の提供に努めます。

【主な関連事業・関係課】

地域の慣行・女性役員選任状況調査の実施	企画政策課
地域での男女協働研修会等の開催	企画政策課

2-2 防災における男女協働参画の推進

防災や災害復興の活動においては、男女のニーズの違いなど、多様性に配慮した取組が必要です。

男女協働参画の視点を取り入れた防災や災害復興体制の確立を図るとともに、地域の防災委員に女性を増やすなど防災・災害復興に関する意思決定の場への女性の参画を進めていきます。

また、防災に関する講演会や研修会の開催にあたっては、男女協働参画

の視点の重要性と理解を深めるための啓発に努めます。

【主な関連事業・関係課】

男女協働参画の視点を取り入れた防災対策の推進	防災危機管理課
防災・災害復興における男女協働参画の視点や、地域防災活動への女性の参画の重要性についての啓発	防災危機管理課／企画政策課
女性消防団の積極的な活動	消防調整課

2-3 男性の家庭・地域社会における活躍

男女協働参画社会の実現のためには、女性の活躍促進と並行し男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが必要です。

育児・介護休業法が段階的に施行されることをふまえ、男性の育児休業取得の推進のため、制度周知等を行います。

子育てや介護を担う人の手続きに係る負担を軽減するため、各種行政手続におけるオンライン化を推進します。

男性の生涯未婚率の増加に伴い、家庭や介護等に関する悩みも増加しており、男性の孤独や孤立の解消を図るため、男性相談窓口を周知し県との連携を図ります。

【主な関連事業・関係課】

男性の育児休業取得の推進のための啓発	企画政策課
各種行政手続におけるオンライン化の推進	情報政策課
男性相談窓口の周知	まちづくり課

重点目標3 市民と行政との協働による社会づくり

<現状と課題>

これからのまちづくりには、市民と行政が、互いの特性や役割を尊重し、対等な立場で協力し合い、地域における様々な問題の解決に取り組むことが重要です。

市民協働の社会づくりを推進するためには、固定的な観念にとらわれない多様な市民の参画が不可欠であることから、これまで、各種講演会や講

座等の開催により人材育成に努めてきた結果、多くの方が地域社会で活躍しており、今後も引き続き、男女を問わず幅広い年齢層の人材育成を図ることが必要です。

< 推進施策 >

3-1 人材を育成する機会の充実と人材情報の提供

性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができるよう、各種講演会や講座等を開催するとともに、参加者の性別や年代のバランスにも配慮します。

また、社会活動や地域活動に参加しやすい環境をつくるため、地域団体等の活動内容について広く紹介するとともに、仕事や地域、家庭などがバランスよく調和するワーク・ライフ・バランスを推進します。

【主な関連事業・関係課】

人としての生き方をテーマとする読書会等の開催	市民図書館
起業支援セミナー、能力開発講座等の情報提供	企業誘致・商工振興課
市民活動団体の支援	まちづくり課
「いまり女性ネットワーク」の拡充	企画政策課

3-2 地域団体のリーダーの育成とネットワークの推進

政治、職場、学校や地域社会などあらゆる分野の方針決定の場に女性や若者が参画していくため、地域団体の活動を支援し、リーダーの育成に努めます。

また、各分野で活躍する女性の連携を図るため、女性リーダーのネットワークにおける活発な意見や情報の交換により、さらなる活動の推進を図ります。

【主な関連事業・関係課】

「いまり女性ネットワーク」会員の相互連携	企画政策課
リーダー育成のための研修や講座の実施	企画政策課

みんなで考えよう・やってみよう

市

- 審議会等の政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。
- 女性リーダーの育成を促進し、ネットワークの充実に努めます。

市民

- 政策・方針決定の場への女性の参画拡大について理解を示し、積極的に推進しましょう。
- まちづくりや地域が抱えている課題等に関心を持ち、活動に積極的に参画しましょう。

事業者

- 職場において、一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境づくりに努めましょう。

地域 活動団体

- 様々な場面において、性別で役割を固定しないようにしましょう。

教育に 携わる 者

生涯学習
等を含む

- 男女が様々な活動に参画できるように、慣習やしきたりを見直しましょう。
- まちづくりや防災などのそれぞれの分野において、男女両方の意見が反映されるように、性別に左右されない組織づくりをしましょう。
- 女性のリーダーや役員への参画を進めましょう。

基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

《伊万里市女性の活躍に関する推進計画》

＜基本的な考え方＞

労働は生活の基盤であることから、少子高齢化やグローバル化が進展する中で、その能力を十分に発揮し、男女が平等で生きがいをもって働くことができる就労機会を確保するとともに、働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

これまでも「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など制度上の男女平等は進められてきました。

しかしながら、賃金、職種、雇用形態、管理職への登用など、働く女性を取り巻く就業環境は、未だ多くの課題があり、意欲や技能・経験を持つ女性が育児や介護を理由に退職せざるを得ないような状況が見られることから、事業所に対し、国・県と連携した法制度に関する啓発活動を行うことが必要です。

また、個人が多様な就労形態を選択できる社会を目指し、事業者と連携しながら、雇用形態や労働条件の整備を促進するとともに、ダイバーシティ※推進の視点からも、各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。男女の働き方や暮らし方の意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献など、あらゆる分野において活躍できる環境づくりを進めます。

さらに、2015（平成27）年に施行された「女性活躍推進法」が目指す女性が十分に能力を発揮できるような環境整備に向け、本市においては、この「基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり」を、法律が定める「市町村推進計画」と位置付け、女性の活躍を推進します。

伊万里市役所を市内における男女協働参画推進モデルと位置付け、他の事業所の模範となる取組を推進します。

※ ダイバーシティ

（P86 参照）

「多様性」のことであり、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

＜重点目標＞

- 1 職場における男女協働参画の推進
- 2 多様なライフスタイルに対応したワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 農林水産業・商工業等における男女協働参画の推進
- 4 男女協働参画推進モデルとしての市役所における推進体制の整備

＜成果目標＞

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
「職場」において「男女平等」と考える市民の割合	36.9%	40%
生活の中で仕事・家庭・地域等、複数の活動をともに優先する市民の割合	35.2%	50%
男性の一日の家事時間	1時間25分	1時間35分以上
男性の一日の育児時間	1時間56分	2時間以上
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所の割合	13.2%	20%以上
家族経営協定※締結農家の数	105戸	110戸
市役所における男性職員の育児休業取得率	8.3%	75%以上

重点目標1 職場における男女協働参画の推進

＜現状と課題＞

職場においては、高度経済成長期を通じて形成されてきた男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする「男性中心型労働慣行」が依然として残っており、意欲や技能・経験を持つ女性が十分に活躍できない原因となっています。

女性の社会進出に対する意識の向上と男性の意識改革の両面から取組を進める必要があります。

※ 家族経営協定 (P86 参照)

家族で農業を営んでいる場合、一人ひとりの役割と責任を明確化し、報酬や労働時間、役割分担などについて文書で取り決めること。

市民アンケートによると、現在の雇用形態については、女性の正社員の割合は男性の約 3 分の 1、女性の非正規雇用労働者の割合は男性の 2 倍弱となっています。

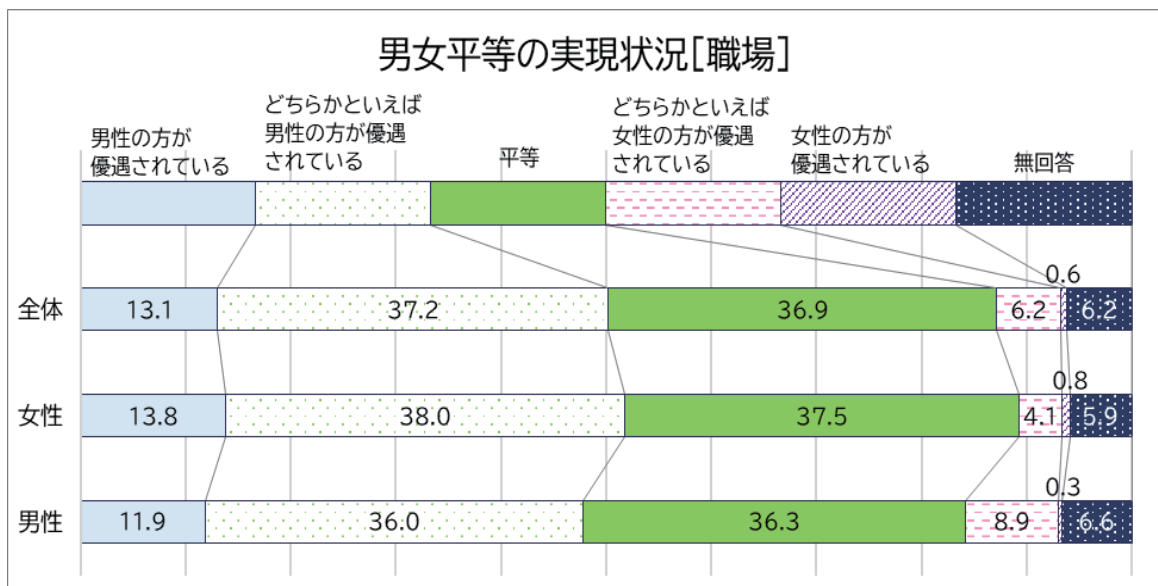
職場での男女平等の実現状況については、「男性優遇（どちらかといえばを含む）」（50.3%）と答えた人が「平等」（36.9%）と答えた人を大きく上回っています。（図表 21）

男性の育児（介護）休業取得については、6 割の人が賛成しているにもかかわらず（図表 22）、事業所アンケートによると実際に育児休業を取得した人は、該当した男性 89 人中 14 人とどまっています。

このことから、これまでの働き方や暮らし方に関する意識を見直し、男女ともに子育てや介護等をしながらか働きやすい職場環境づくりを進める必要があります。

また、快適な職場環境づくりのため、セクシュアル・ハラスメント※をはじめとするハラスメントは、個人の人格と尊厳を不当に侵害するものであり、許されるものではないため、防止するための事業所の積極的な取組を促進する必要があります。

図表 21 男女平等の実現状況（職場）

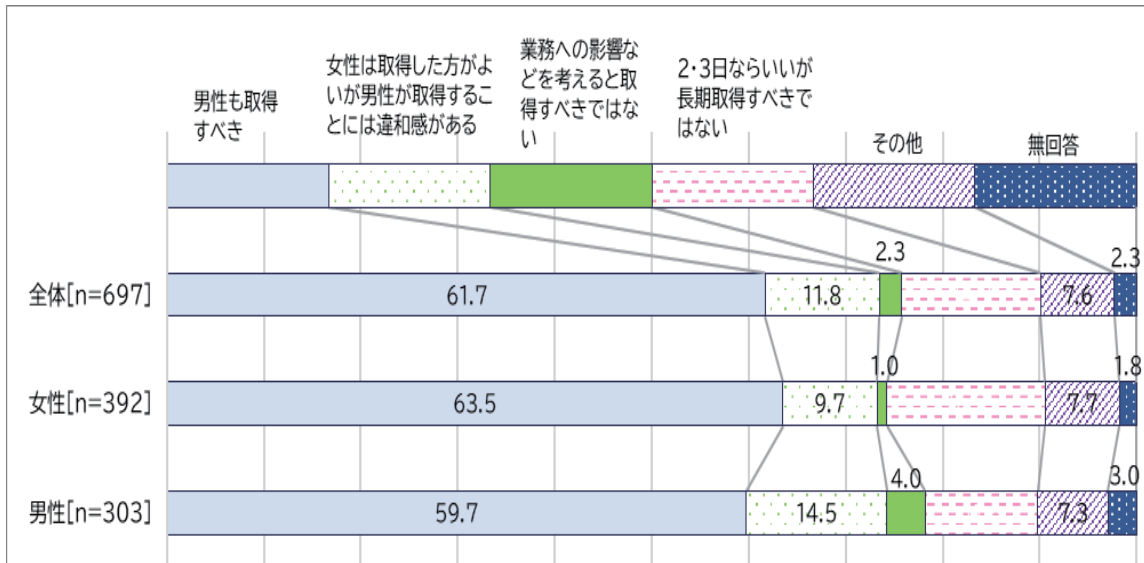


資料：R3 市民アンケート

※ セクシュアル・ハラスメント (P86 参照)

職場や学校、団体などで起きる性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した身体への不必要な接触、性的な関係の強要、性的なうわさの流布など、様々な態様のものが含まれる。

図表 22 男性が育児休業を取ることにについて



資料：R3 市民アンケート

< 推進施策 >

1-1 均等な雇用機会と待遇の確保

男女が等しい労働条件で働けるよう、事業主をはじめ事業所全体への男女雇用機会均等法など労働関係の法令・制度について、国・県と連携しながら啓発を行うための学習機会の充実に努めます。

また、結婚や育児によりやむなく退職しても再就職ができるよう、求人情報や再雇用制度の情報提供に努めます。

【主な関連事業・関係課】

事業所に対して、男女雇用機会均等法等の労働関係法令の周知・啓発	企業誘致・商工振興課
関連機関と連携した就職等のための情報提供	企業誘致・商工振興課
結婚・出産退職などの差別的慣行の撤廃に関する啓発	企画政策課

1-2 ハラスメント等の防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント※1、マタニティ・ハラスメント※2など、職場における嫌がらせやいじめの防止のため、国・県と連携しながら、事業所に対して相談体制の整備など積極的な取組を促進します。

【主な関連事業・関係課】

事業所におけるハラスメント防止の取組の実態調査	企画政策課
各種ハラスメント防止に関する情報の提供と普及拡大	企画政策課／企業誘致・商工振興課

1-3 事業所の男女協働参画意識の醸成

男性も女性も家庭や社会の責任を分かち合い、一人ひとりの個性と能力を十分に生かすためには、一日の大半を過ごす事業所の担う役割が大きいことから、事業所に対し男女協働参画を推進する意識の啓発に努めます。

【主な関連事業・関係課】

事業所における男女協働参画推進に関する調査の実施と分析	企画政策課
事業主に対し積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※3や子育て・介護等をしながら働きやすい職場づくりについて周知・啓発	企画政策課／企業誘致・商工振興課

※1 パワー・ハラスメント（P87 参照）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

※2 マタニティ・ハラスメント（P87 参照）

職場等で女性が妊娠・出産・育児休業等をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けたりすること。

※3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（P86 参照）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2項参照）

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画※の策定の促進	企画政策課／企業誘致・商工振興課
-----------------------------	------------------

1-4 事業所との連携

事業所との連携を図り、本市における効果的な男女協働参画の推進に努めます。

また、男女協働参画の推進に理解と意欲があり、仕事や地域、家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所における先進的な取組事例を紹介する他、事業所相互の情報交換等の環境づくりに努めます。

【主な関連事業・関係課】

男女協働参画の視点を取り入れた講演・研修の促進	企画政策課
男女協働参画推進に理解と意欲がある事業所の取組事例の紹介及び情報交換	企画政策課
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」への会員登録の推進	企画政策課

重点目標2 多様なライフスタイルに対応したワーク・ライフ・バランスの推進

<現状と課題>

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びを見出すことができるものであり、同時に、家事・育児・介護・地域活動なども暮らしに欠かすことができないものであり、その調和を図り充実させることは重要なことです。

しかしながら、長時間労働による心身の疲労、子育てや介護等の家庭生活と仕事の両立などにより、仕事と生活のバランスを取ることが難しくなっており、人々の健康を維持し、趣味や学習、地域社会への参画等を可能

※ 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

（P86 参照）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条に基づく、一般事業主が策定する女性活躍の推進に向けた取組に関する行動計画。

にするためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークや在宅勤務など働き方が多様化し、男女ともに家庭生活と仕事の両立をしやすくなった人が増加していることから、テレワークや在宅勤務等をより一層普及させる必要があります。

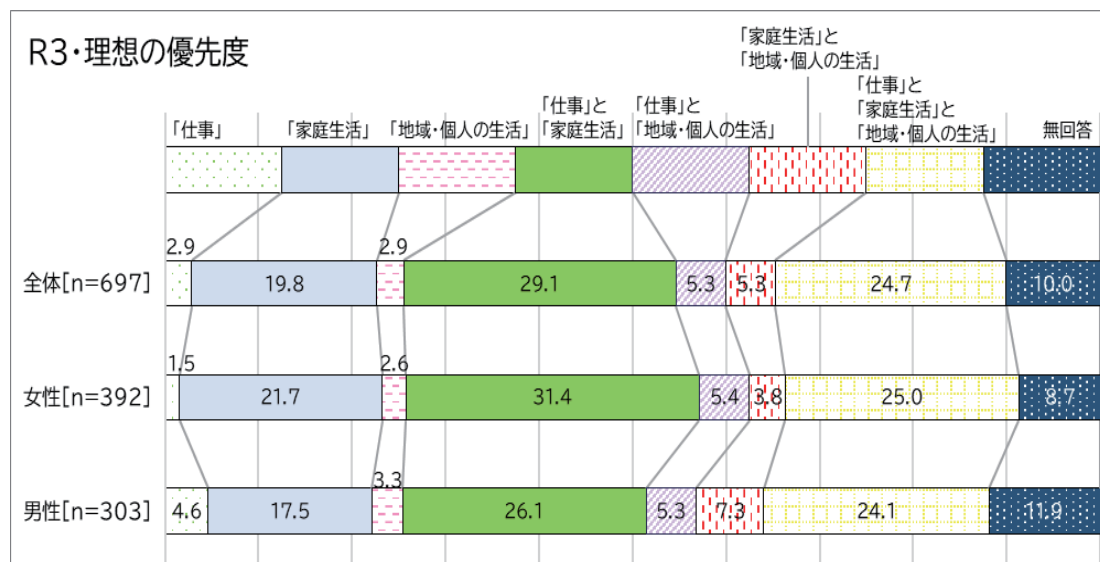
市民アンケートによると、生活の中での優先度において、理想としては「仕事と家庭生活をともに優先」(29.1%)が最も多くなっていますが(図表 23)、現実的には、女性も男性も「仕事を優先」が最も多くなっており(図表 24)、理想と現実の間に差が生じている実態が見受けられます。

また、一日の家事時間は、男性より、女性の方が 2 時間 14 分長く、育児時間は 1 時間 49 分長くなっています。

さらに、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要な条件としては、「家事育児が男女のどちらかに負担にならないこと」(46.5%)が最も多く、次に「長時間労働をなくす」(39.6%)、「育休、介護休業制度の利用できる職場環境」(26.1%)が続き、労働環境の整備が強く望まれています。(図表 25)

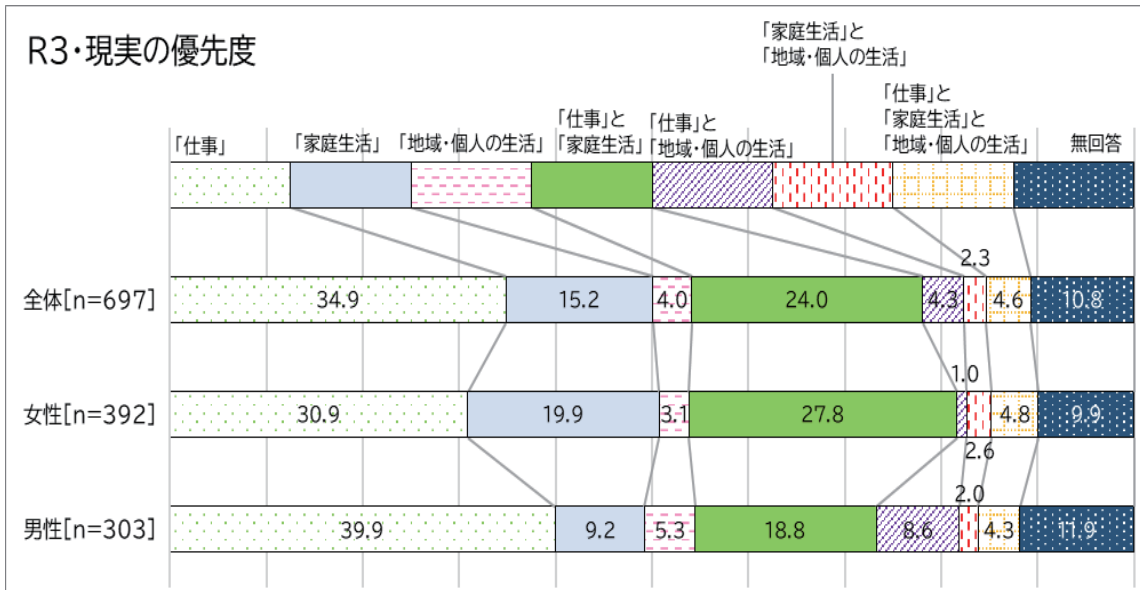
男女が性別、年齢、既婚・未婚、子どもの有無を問わず、それぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働き方や暮らし方ができ、職業生活、家庭生活、地域生活を同時に成り立たせていくには、男性の家事・育児・介護参加のみならず、長時間労働の是正を促すことや、育児・介護サービスの充実等が必要です。

図表 23 生活の中での「理想」の優先度



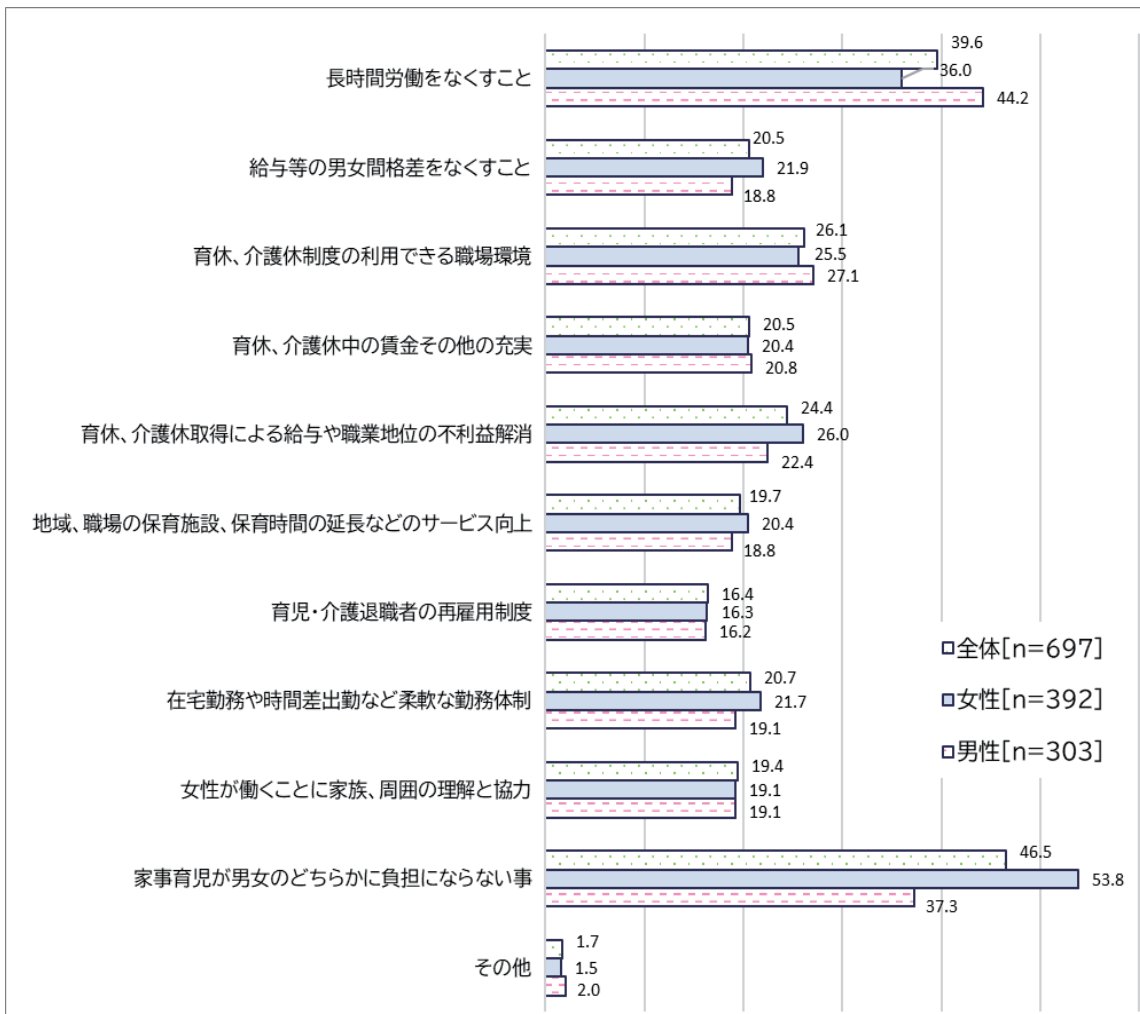
資料：R3 市民アンケート

図表 24 生活の中での「現実」の優先度



資料：R3 市民アンケート

図表 25 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要な条件



資料：R3 市民アンケート

< 推進施策 >

2-1 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

誰もが充実した毎日を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、国・県と連携しながら、意識の醸成を図るための啓発に努めます。

また、男女が協力して育児・介護と仕事を両立し、趣味や学習、地域社会への参画ができるよう、事業所及び労働者に対し、国・県と連携しながら長時間労働の是正の啓発と、育児・介護休業法や各種制度等の周知、在宅勤務やテレワークの導入の促進に努めます。

【主な関連事業・関係課】

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する 広報・啓発	企画政策課／企業誘致・商工 振興課
男性の家事・子育て・介護参画講座等の実 施	企画政策課
長時間労働是正の啓発と育児・介護休業法 や各種制度等の周知	企画政策課／企業誘致・商工 振興課

2-2 子育てを社会で支える環境づくり

男女が協力し合い育児を楽しむことができるよう、各種事業に男性の育児参加を促す視点を盛り込みながら、病後児保育や子育てファミリーサポートなど、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

また、子どもが健やかに育つことを地域で支援する環境づくりを進め、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育てに関する相談窓口の整備をはじめとする各種サービスの充実や、ネットワークづくりへの支援を行います。

国民生活基礎調査[2019（令和元）年]によると、日本全体の子どもの貧困率 13.5%に対し、ひとり親家庭の子どもの貧困率は 48.1%と非常に厳しい状況であることから、子どもの貧困対策の一つとして、ひとり親世帯への生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な対策が必要となっています。

家庭生活で生じる様々な問題を家族だけで抱え込むことのないよう、各種相談体制の充実を図ると共に、有効な情報を積極的に提供するなど、それぞれの状況に合わせた多様な福祉サービスによる自立支援を推進します。

【主な関連事業・関係課】

多様な保育サービスの充実	子育て支援課
留守家庭児童クラブの充実	教育総務課
放課後子ども教室の充実	青少年センター
情報提供と相談体制の充実	健康づくり課／子育て支援課
子育て支援に関するネットワークの形成	健康づくり課／子育て支援課

2-3 介護を社会で支える環境づくり

高齢者のみの世帯や単身高齢者、認知症高齢者は増加傾向にあります。介護を必要とする高齢者がニーズに応じた介護保険サービスや各種制度を利用することができるように、適切な支援を行うとともに、介護者の介護負担の軽減に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域で支える仕組みづくりとして、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【主な関連事業・関係課】

介護保険サービス・高齢福祉サービスの活用促進	長寿社会課／地域包括支援センター
介護予防施策の推進	地域包括支援センター
認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進	長寿社会課／地域包括支援センター
地域包括ケアシステムの構築を推進	長寿社会課／地域包括支援センター

重点目標3 農林水産業・商工業等における男女協働参画の推進

<現状と課題>

農林水産業や商工業において、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を担っています。

しかし、農林水産業や商工業など自営業に従事する女性は、家事との両立による長時間労働や、労働に対する評価の低さなどの課題を抱えている場合があるため、家族経営的な分野に従事する女性の役割を適正に評価し、自らの意志によって経営に参画するなど、男女が対等な立場で働けるような環境づくりを進める必要があります。

<推進施策>

3-1 働きやすい労働環境の整備

男女がともに参画し、いきいきと活躍できる労働環境づくりを促進します。

ゆとりある労働環境の整備を促進するため、労働時間の適正化や定期的な休日取得を図るとともに、農林水産業の生産組合や商工業者の組合など主な構成員が男性である組織に対して意識と行動の変革が図られるよう啓発に努めます。

農業分野においては、女性の経済的地位を確立するため「家族経営協定」の締結を推進します。

【主な関連事業・関係課】

主な構成員が男性である組織の男女協働参画推進の啓発	企画政策課／企業誘致・商工振興課／農業振興課
家族経営協定の締結の推進	農業振興課／農業委員会

3-2 経営への女性の参画と女性リーダーの育成

女性の働く意欲と能力を高めるとともに、事業や経営方針の決定の場への女性の参画を促進します。

また、農業委員や商工会議所役員、農協理事などに女性が極めて少ない現状を踏まえ、女性リーダーの育成に努めるとともに、各種団体に対し役

員等への女性の積極的な参画を推進します。

【主な関連事業・関係課】

リーダー育成のための研修や講座の実施	企画政策課／企業誘致・商工振興課／農業振興課
経営への女性の参画推進	農業振興課／企業誘致・商工振興課

3-3 女性の起業への支援と都市との交流の促進

ICT（情報通信技術）を活用した女性グループの活動や女性の視点をいかした起業への支援を行います。

農産物の加工や地域資源を活用した商品の開発を進める6次産業化に取り組む女性グループや女性を支援します。

また、都市と農山漁村の交流においても女性は重要な役割を果たしており、農山漁村を教育・観光などの場として活用する多様な都市農村交流等の取組を支援します。

【主な関連事業・関係課】

女性の起業への支援	企業誘致・商工振興課／農業振興課
生産者と消費者の交流促進	シティプロモーション推進課／農業振興課

重点目標4 男女協働参画推進モデルとしての市役所における推進体制の整備

<現状と課題>

市民へのサービス提供に従事する職員の意識が市民に及ぼす影響の大きさを考え、職員一人ひとりへの男女協働参画意識の浸透が重要です。

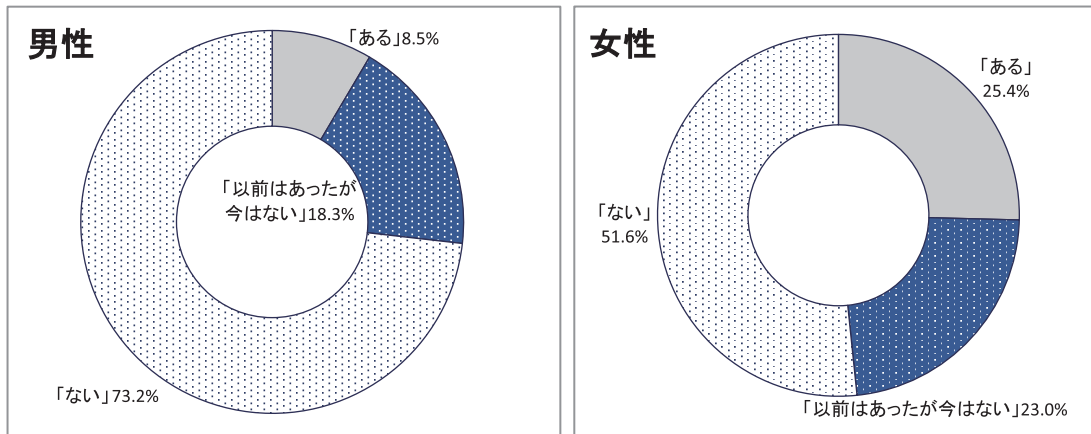
しかし、2022（令和4）年に実施した職員アンケートの結果では、日頃の生活の中で「男だから、女だから」という理由で自分の思い通りにならないことがあるかとの問いについて、あると答えた職員は、男性で8.5%、女性で25.4%となっています。また、あると答えた女性職員の世帯構成を

みると、2世代（子どもと同居）、3世代以上が多くなっており、家庭生活の中で固定的な性別役割分担意識が残っていると考えられます。（図表26、図表27）

方針決定過程への女性の参画を市民や事業所に対して促すためにも、職員が男女平等意識や男女協働参画の意識を持ち、男女協働参画の視点に立った行政サービスや職場づくりに努めることが必要です。

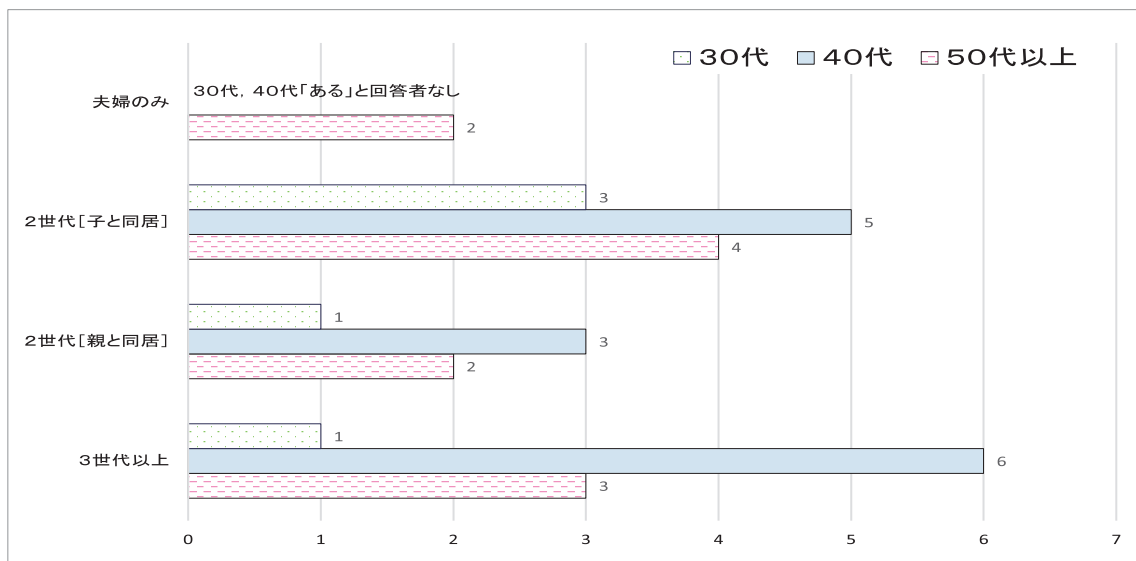
引き続き市役所が、男女協働参画のモデル職場として男女協働参画に関する取組を率先して実践し、仕事と子育て・介護等の両立を図るために必要な環境整備を進め、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進することが必要です。

図表 26 日頃の生活の中で「男だから女だから」という理由で自分の思い通りにならないことがあるか



資料：R4 職員アンケート

図表 27 図表 26 であると回答した女性の世帯構成



資料：R4 職員アンケート

<推進施策>

4-1 職員の意識向上及び庁内における男女協働参画の推進

職員が率先して、人権尊重と男女平等意識の向上、男女協働参画の意識を持ち、男女協働参画の視点に立った行政サービスの提供に努めます。

また、研修や情報提供の充実を図るとともに、職員の意識調査やガイドラインの周知などにより、男女協働参画についての理解を深めます。

【主な関連事業・関係課】

「男女協働参画の視点からの表現ガイドライン」の周知	企画政策課
家事参画時間調査及び定時退庁推進のための男女協働参画の日（毎月第3水曜日）の実施	企画政策課
女性自身の意識・意欲向上、女性活躍を支援する研修を実施	総務課

4-2 「男女協働参画推進モデル」の整備

市役所が率先して、仕事と家庭、地域活動等の両立を図るため、効果的な働き方や長時間労働の削減など働き方改革に向けた調査研究を行い、必要な環境の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進します。

特に、男性の育児休業や配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇の取得を推進し、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めます。

【主な関連事業・関係課】

働き方に関する調査研究	企画政策課
「ジェンダーギャップチェックシート」の実施及び分析	企画政策課
「ワーク・ライフ・バランスガイドブック」の配布による意識の醸成	企画政策課
年次休暇取得促進	総務課

男性の育児参画支援として育児休業等の取得促進	総務課
特定事業主行動計画※の推進及び公表	総務課

※ジェンダーギャップチェックシート…職場のジェンダーギャップに関する質問項目の結果により、問題点や課題がどこにあるかが分かる。

4-3 市民、事業所等との情報共有及び男女協働参画推進モデルの活用促進

市役所がモデル事業所として実施した「ジェンダーギャップチェックシート」の事業所等での活用を促進し、男女協働参画の推進に努めます。

また、市民や事業所等における男女協働参画の取組の実態調査を行い事業所をはじめ関係機関と結果を共有します。

【主な関連事業・関係課】

事業所への「ジェンダーギャップチェックシート」の活用促進	企画政策課
「ワーク・ライフ・バランスガイドブック」の活用促進	企画政策課
男女協働参画意識調査の実施及び結果の共有	企画政策課

※ 特定事業主行動計画 (P86 参照)

次世代育成支援対策推進法第19条において、国の各府省や地方公共団体等に義務付けられた、職員の仕事と子育ての両立を図るために必要な環境整備等を進めることを目的とする計画。

みんなで考えよう・やってみよう

市

- 男女の均等な雇用機会と待遇、雇用者のワーク・ライフ・バランスについて、事業所に情報を提供し事業主への理解を促します。
- 子育てや介護支援に関するサービスの周知や充実を図り、男女がともに安心して働くことができる環境づくりに努めます。
- モデル事業所として男女協働参画推進体制の整備に努めます。

市民

- 男女が対等に働くという意識を持ちましょう。
- 家庭生活における家事・育児・介護など、男女が分担しお互いが支え合うという意識を持ちましょう。
- 仕事と生活の調和を図り、地域活動や社会活動など様々な活動に積極的に参画しましょう。

事業者

- 男女雇用機会均等法など労働法制の遵守について、就業規則の見直しも含めて検討しましょう。
- 男女が安心して育児・介護休業制度が利用できる職場環境をつくりましょう。
- ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。
- ハラスメントなどを許さない環境と、相談できる体制をつくりましょう。
- 職場において、男女それぞれの職域拡大や女性管理職の登用を積極的に行いましょう。

地域活動団体

- 子どもたちの健やかな成長を地域で支援する環境づくりを進めましょう。
- 地域での行事は男女が協力して活動しましょう。
- 地域活動の担い手となる後継者を育成しましょう。
- 子ども見守り隊など地域で活動する人を応援する体制をつくりましょう。

教育に携わる者

- 子どもたちに働くことの楽しさや意義を伝えましょう。
- PTAなど児童生徒の支援体制づくりにおいては、多様な職業形態の保護者への配慮に努めましょう。

生涯学習等を含む

基本方向Ⅳ 心豊かで健康な人生を送るための環境づくり

<基本的な考え方>

健康な状態とは心と身体の両方が健やかであることを念頭に置きながら、すべての人に共通する基本的な健康づくりを進めるとともに、男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、誰もが豊かな心で生涯を過ごすことができる環境整備を図ります。

女性は、出産・育児などの事情で就業を中断せざるを得なかったり非正規雇用労働者となることが多いなど、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすい現状があります。

同様に高齢者、障がいのある人、外国人及び性的少数者※であることなどを理由にした様々な困難を抱える人が存在しており、このような人が自立し安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

<重点目標>

- 1 いのちと人権を尊重する人づくりの推進
- 2 生涯を通じた健康づくりの支援
- 3 生活に困難を抱えた人への支援

<成果目標>

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
パートナーシップ制度を知っている人の割合	—	50%
75歳未満のがん年齢調整死亡率	[基準値 2019年] 71.6%	70.0%

重点目標1 いのちと人権を尊重する人づくりの推進

<現状と課題>

誰もが自分らしく生きていくうえで、人権の尊重と健康は最も基礎的な部分を担うものです。

しかしながら、性犯罪や買春など女性の人権を軽視する行動、望まない

※ 性的少数者

(P86 参照)

先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる人、性的な意識が同性や両性に向かう人などをいう。

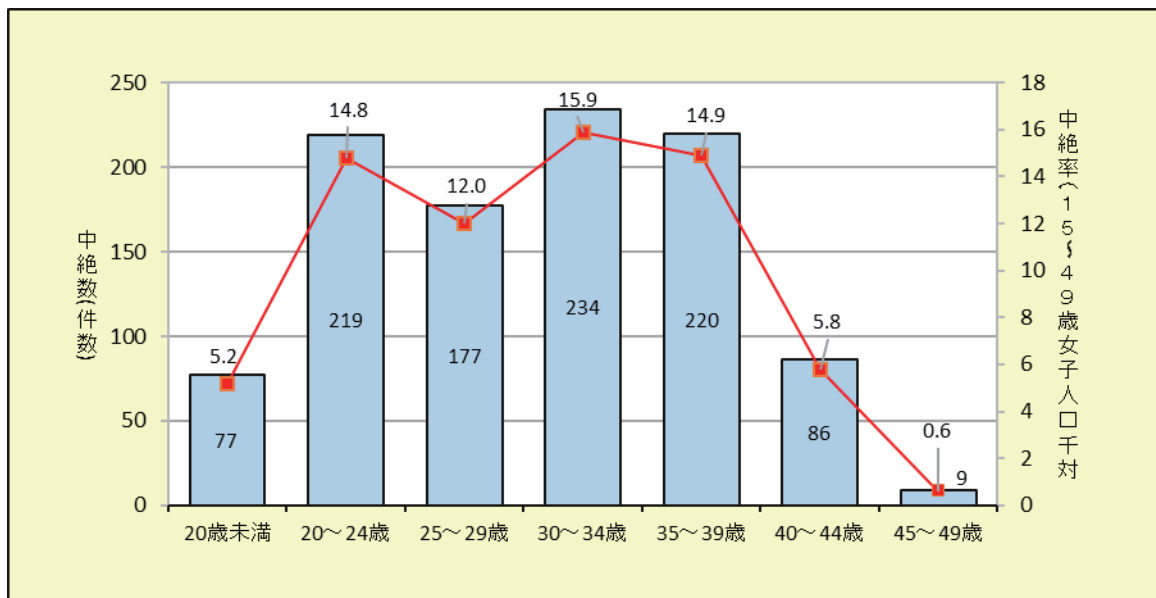
妊娠による若年者の人工妊娠中絶（図表 28）、従来の「男性」、「女性」といった分類には属さない性的少数者の人権に対する理解の不足、インターネットを中心とした各種メディアにおける性や暴力に関する情報の氾濫などの多くの問題があります。

このため、幅広い年代に対して、人権や性、自らの健康に関する正しい教育や啓発が必要です。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※という妊娠や出産など女性自身の性に関する自己決定権や、高度な医療技術による不妊治療についても、男女がともに理解を深める必要があります。

さらに、未成年者に対し、健やかな成長を促すため、喫煙や飲酒等の防止教育を進める必要があります。

図表 28 2020（令和 2）年度佐賀県の人工妊娠中絶数と中絶率



資料：衛生行政報告

< 推進施策 >

1-1 性に関する理解の促進

性に関する正しい知識を身に付けるための性教育や性に関する人権問題についての教育の充実を図ります。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（P87 参照）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。いつ何人子どもを産むか産まないかの自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、思春期や更年期における健康上の問題など、幅広い課題が含まれている。

また、性的少数者に関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動や教育を積極的に進めます。

メディアにおける人権に配慮した表現の使用を推奨するとともに、情報を主体的に読み取り活用する能力である **メディア・リテラシー**※の向上を図ります。

【主な関連事業・関係課】

性の多様性についての正しい知識の周知・啓発	企画政策課／人権・同和対策課／学校教育課／生涯学習課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	企画政策課
メディア・リテラシーについての啓発	企画政策課
有害サイトにおける被害防止講座の開催	まちづくり課

1-2 自らの健康を守る教育・学習の推進

未成年者に対し、喫煙、飲酒、薬物乱用などの防止教育を進めます。

また、未成年者の健康を守るためには家庭での教育も重要であるため、保護者をはじめ市民全体で自らの健康を守ることについて学ぶ機会を提供します。

【主な関連事業・関係課】

小・中学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進	学校教育課
健康教育の実施（小・中学校及び義務教育学校）	学校教育課

1-3 性的少数者に関する相談体制の充実及び相談窓口の広報

性的少数者に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図るとともに相談窓口の周知に努めます。

また、相談内容に応じ関係機関等と連携を図ります。

※ **メディア・リテラシー** (P87 参照)

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【主な関連事業・関係課】

性的少数者に関する相談窓口の設置	企画政策課
相談の内容に応じて、関係課及び関係機関、関係団体等との連携	企画政策課／人権・同和対策課／学校教育課

重点目標2 生涯を通じた健康づくりの支援

＜現状と課題＞

生涯にわたっていきいきと暮らすためには、心身の健康を保つことが重要であり、ライフスタイルに応じた健康づくりを総合的・計画的に推進していく必要があります。

＜推進施策＞

2-1 妊娠・出産の支援

子どもを安心して出産し育てるため、子育て世代包括支援センターでは妊娠や出産に関する情報提供や健康支援の充実を図ります。

また、不妊治療に取り組む夫婦への経済的支援を行います。

【主な関連事業・関係課】

安全で安心できる妊娠・出産の支援	健康づくり課
不妊治療に取り組む夫婦に対する支援	健康づくり課

2-2 心と身体の健康づくり

自分の健康は自分で守るという意識づくりを促進するとともに、各種健診（検診）の充実をはじめ、健康相談や健康教育の実施など、ライフステージに応じた健康づくりを進めます。

また、男女がともに参加できる生涯スポーツの普及を図ります。

【主な関連事業・関係課】

こころと健康に関する周知啓発	健康づくり課／福祉課
生活習慣病予防・重症化予防の支援	健康づくり課
スポーツの振興による健康増進	スポーツ課

重点目標3 生活に困難を抱えた人への支援

<現状と課題>

高齢者、障がいのある人、外国人などは、能力的な特性や文化の違いなどから生活に困難を抱えることが多くあり、このような様々な困難を抱えた人々が自立し安心して暮らすためには、相談体制などの環境の整備のほか、地域でいきいきと暮らせる環境づくりが必要です。

特に女性は、出産・育児などで就業を中断せざるを得ず、非正規雇用労働者が多いなど、男性に比べて安定した所得を得ることが難しく、ひとり親となった場合に貧困に陥るリスクがさらに高くなっています。

また、性的少数者はそれを理由として困難な状況に置かれる場合が多く、性の多様性に関する理解の促進が必要です。

<推進施策>

3-1 高齢者・障がい者がいきいきと暮らせる環境づくり

民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び障害者就労支援センター等と連携した相談体制の充実を図ります。

高齢者、障がい者等の働く意欲と能力を持つすべての人が社会の重要な一員として就業参加できるよう、働く場の充実を図るとともに、シルバー人材センターの運営を支援することにより、高齢者や障がい者等が地域社会で活躍できる環境整備に努めます。

また、老人クラブ等の地域活動に積極的に参加することにより、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるよう、高齢者や障がい者等の地域における自立した生活や活動の支援を行います。

【主な関連事業・関係課】

高齢者・障がい者等の相談体制の充実	長寿社会課／地域包括支援センター／福祉課
高齢者・障がい者等の就労や働く場の充実	企業誘致・商工振興課／長寿社会課／福祉課
高齢者・障がい者等の地域活動への支援	まちづくり課／長寿社会課／福祉課

3-2 様々な困難を抱えた人への相談と支援

ひとり親世帯に対して、世帯や子どもの実情に応じて、生活支援、就業支援、経済支援などの必要とされる支援を行います。

また、外国人、性的少数者等が地域で安心して生活できるよう、相談体制の充実を図り、関係機関と連携した取組を進めます。

さらに、市内のNPO法人と連携し、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりを推進するとともに、相談支援等の充実を図ります。

【主な関連事業・関係課】

ひとり親家庭への支援の充実	子育て支援課
外国人に関する相談窓口の広報・周知	まちづくり課
性的少数者に関する相談窓口の広報・周知	企画政策課
相談の内容に応じ、関係課及び関係機関、関係団体等との連携	企画政策課／人権・同和対策課／学校教育課
NPO法人等と連携した相談体制の充実	企画政策課／子育て支援課
NPO法人等と連携した子どもの居場所づくりの等の支援	企画政策課／子育て支援課



みんなで考えよう・やってみよう

市

- 性別による身体的な違いを理解し合い、人権を尊重し合える環境づくりを進めます。
- 健康の保持・増進のための環境づくりを進めます。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を図るとともに、子どもを産み育てることに優しい環境整備を進めます。

市民

- 性に関する知識を身に付け、人権の尊重と健康に気を付けましょう。
- 妊娠や出産など女性特有の性について、理解を深めましょう。
- 若いうちから自分の健康に関心を持ち、その保持増進に努めましょう。
- 子どもたちが飲酒や喫煙を行わないよう、家庭で正しい教育を行いましょ。
- 健康保持のため、特定健診や胃がん・子宮がん検診等の各種健診（検診）を積極的に受診しましょう。

事業者

- 職場において、心身の健康づくりを推進するための相談体制づくりを検討し実現しましょう。
- 妊娠や出産など女性特有の性について、理解を深めましょう。

地域活動団体

- 子どもたちが飲酒や喫煙を行わないよう、徹底して教えましょう。
- 健康づくりの推進に取り組みましょう。

教育に携わる者

- すべての人の人権を尊重する大切さを教えましょう。
- 性や健康に関する教育の充実を図りましょう。
- インターネットをはじめとした各種メディアの正しい活用方法を教えましょう。
- 子どもたちが気軽に相談できる相談体制づくりを進めましょう。

生涯学習
等を含む

基本方向V 男女間のあらゆる暴力の根絶

《伊万里市DV被害者支援基本計画》

＜基本的な考え方＞

DVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、被害の多くは家庭内において行われるため外部からの発見が困難で潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV被害者の多くは女性で、女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

また、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態が多様化しています。

DVや性暴力※をなくすため、暴力は許さないという意識を社会全体で共有することを目的とした啓発や研修を行うほか、中高生をはじめとする若年層について、交際相手からの暴力（デートDV）の被害防止の対応を行うとともに、将来のDVを予防するための教育を推進する必要があります。

なお、DV被害者の支援にあたっては、被害者の安全確保と人権の尊重が重要であり、相談対応から保護・自立支援等、多くの段階にわたって関係機関が連携し、被害者の立場に立った支援が必要です。

また性暴力は、被害者の身体面のみならず、多くの場合、精神面にも長期にわたる傷跡を残し、被害を受けた後にも様々な健康被害を起こす重大な犯罪であり、加害者からの暴力に心身ともに傷ついた被害者が相談や支援の過程等においてさらに傷つけられることがないように、二次被害を防止し被害者の安全・安心に配慮した支援体制を確立します。

※ 性暴力 (P86 参照)

強制や脅し、身体的暴力による性的な行為及びそれを得ようとする行為のすべてであり、加害者との関係性や環境によらない被害も含まれる。

<重点目標>

- 1 啓発・教育による暴力を許さない意識づくり
- 2 被害者の安全・安心に配慮した相談支援の拡充
- 3 切れ目のない支援のための関係機関等との連携強化

<成果目標>

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
DV未然防止教育を実施した中学校及び義務教育学校数 (計画期間内)	5校 (2021年実施校含む)	全校(7校)
デートDVを理解している生徒の割合	28.7%	50%
女性相談を知っている割合	27.3%	30%

重点目標1 啓発・教育による暴力を許さない意識づくり

<現状と課題>

暴力行為は、いかなる理由があっても決して許されない人権侵害であり、DVや性暴力を根絶するための基盤整備や取組を強化していく必要があります。

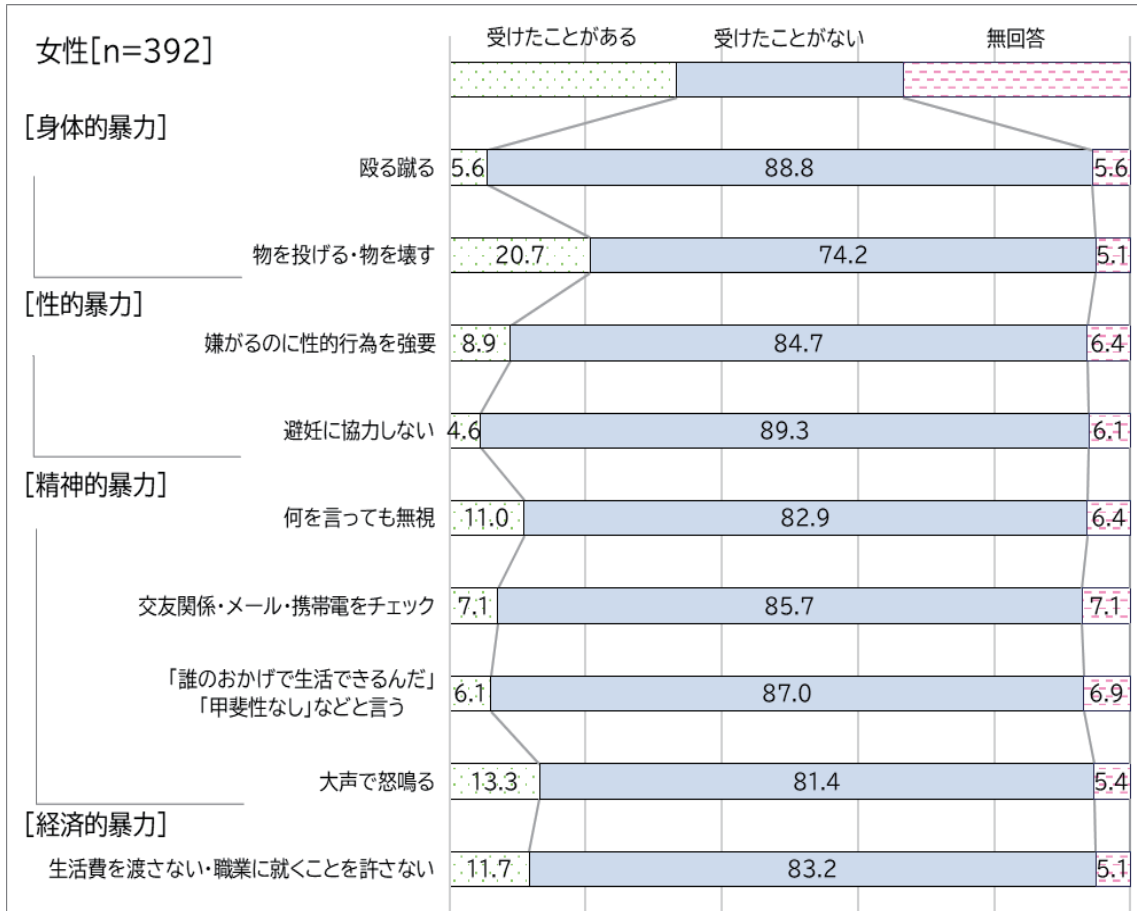
市民アンケートによると、これまでに配偶者や恋人から何らかのDVを受けたことがある割合は、男性より女性の方が高く、暴力の内容では、大声で怒鳴る15.2%、物を投げる・物を壊す10.6%、何を言っても無視する9.9%となっています。(図表29)

これまでに異性から何らかの性暴力を受けたことがある割合も、男性より女性の方が高く、性暴力の内容では、痴漢行為9.6%、職場でのセクシュアル・ハラスメント6.9%となっています。(図表30)

また、中学生アンケート・高校生アンケートによると、デートDVについて、言葉も内容も知っていた割合は、中学生28.7%、高校生44.4%となっています。(図表31-1、図表31-2)

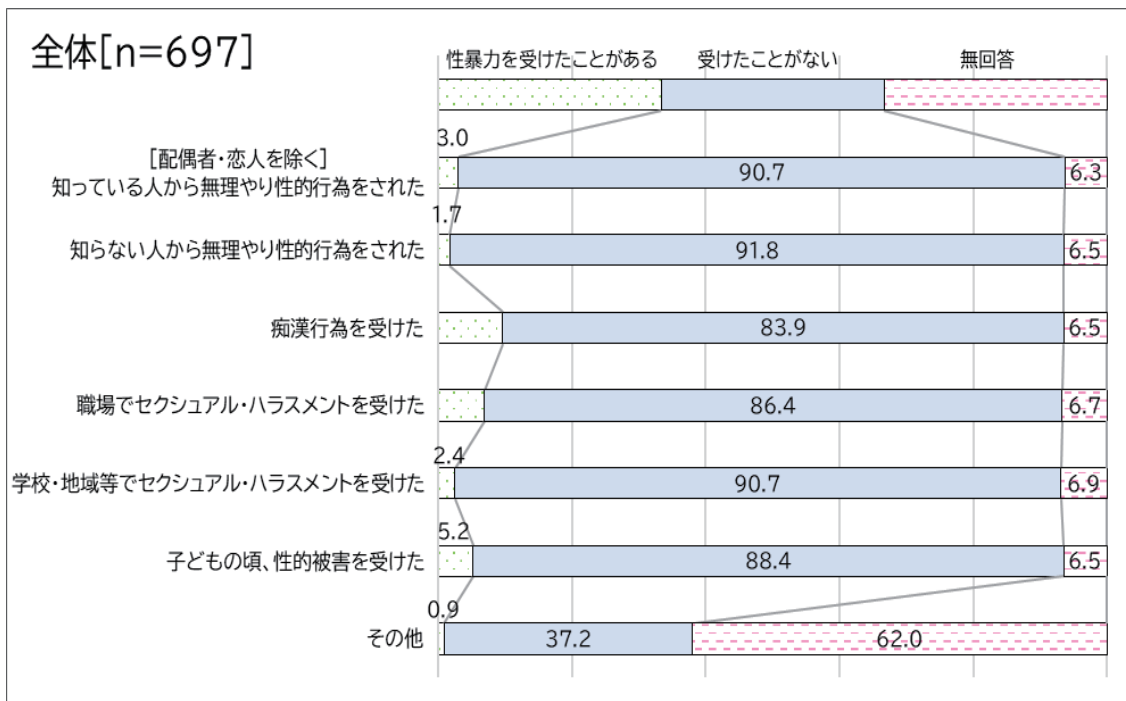
DV防止のためには、10代からDVに関する認識を深め、将来、DVの被害者にも加害者にもならないようにするために、県や教育機関との連携により、DV防止教育を推進することが重要です。

図表 29 これまでにDVを受けた経験（女性）



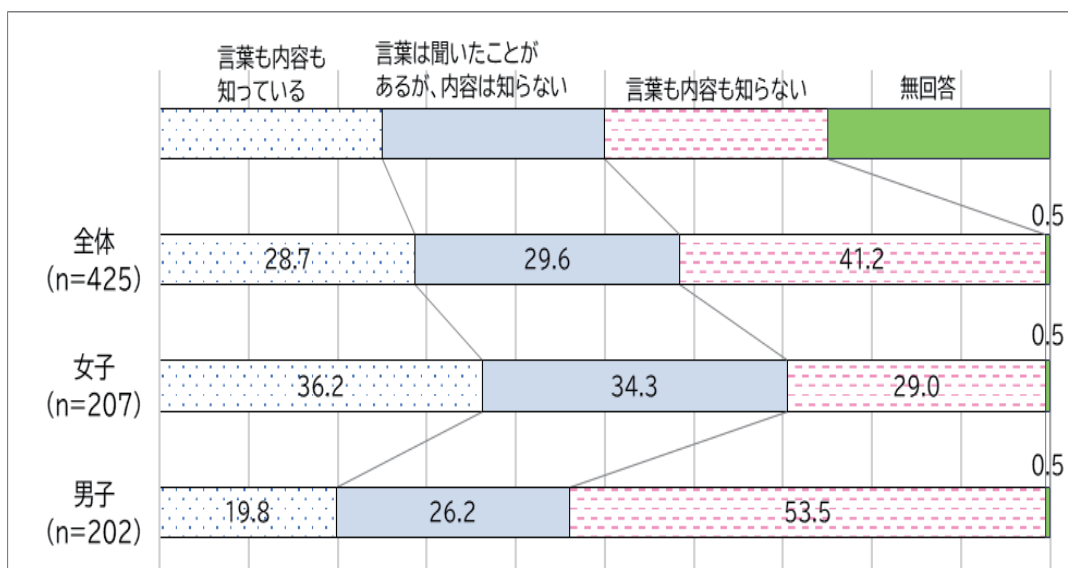
資料：R3 市民アンケート

図表 30 これまでに性暴力を受けた経験



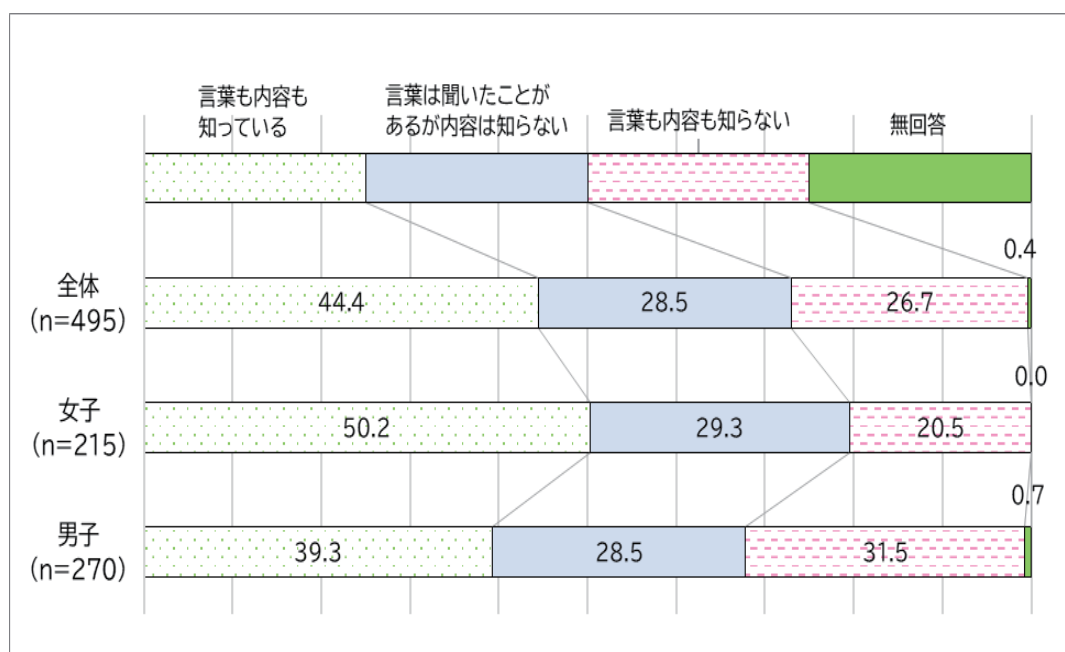
資料：R3 市民アンケート

図表 31-1 デートDVの認知度（中学生）



資料：R3 中学生アンケート

図表 31-2 デートDVの認知度（高校生）



資料：R3 高校生アンケート

＜推進施策＞

1-1 広報、啓発の推進

DVや性暴力を根絶するためには、防止と早期発見の取組が重要であり、人権を尊重しいかなる暴力も許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

市民に正しい理解と認識が共有されるよう、市民向けの学習会や講演会を開催するなど、今後も継続的で効果的な啓発を推進していきます。

【主な関連事業・関係課】

広報紙やメディアを活用した広報の充実	企画政策課
配偶者暴力防止法、ストーカー法などの周知	企画政策課
講演会や出前講座などの開催	企画政策課
暴力に関する実態調査の実施	企画政策課
女性の人権相談の広報（女性の人権ホットライン）	人権・同和対策課

1-2 職務関係者への研修の実施

市役所をはじめ学校や保育園等、DV被害者に接する機会が比較的多いと考えられる職務関係者を対象に、DVに関する研修会を定期的実施します。

【主な関連事業・関係課】

研修会の実施	企画政策課
--------	-------

1-3 DV未然防止教育の推進

恋人同士など若年者の間でもDVが起こっており、DVを予防するためには、幼少期からの教育と早期発見が欠かせません。

DVやデートDVを防止するため、佐賀県DV総合対策センターや伊万里市男女協働参画懇話会等と連携し、若年者を対象にDVの未然防止教育に関する取組を推進します。

【主な関連事業・関係課】

D V未然防止教育校の推進	学校教育課
講演会や出前講座の開催	企画政策課

重点目標 2 被害者の安全・安心に配慮した相談支援の拡充

<現状と課題>

本市では、これまで相談しやすい環境の整備、関係機関との連携、支援マニュアルの整備等に取り組み、2011(平成 23)年度から専門の相談員を配置して女性相談を行っています。

近年の相談件数は、2018(平成 30)年度は 450 件(うち D V相談 242 件)、2019(令和元)年度は 448 件(うち D V相談 285 件)、2020(令和 2)年度は 398 件(うち D V相談 323 件)、2021(令和 3)年度は 370 件(うち D V相談 276 件)となっています。

市民アンケートによると、男女間の暴力をなくすために必要な取組としては、「身近な相談窓口を増やす」(69.6%)が最も多くなっています。(図表 32)

しかし、市の女性相談を知っている割合は 27.3%で、H28 市民アンケート(16.5%)より増加しているものの、3割に満たない状況です。(図表 33)

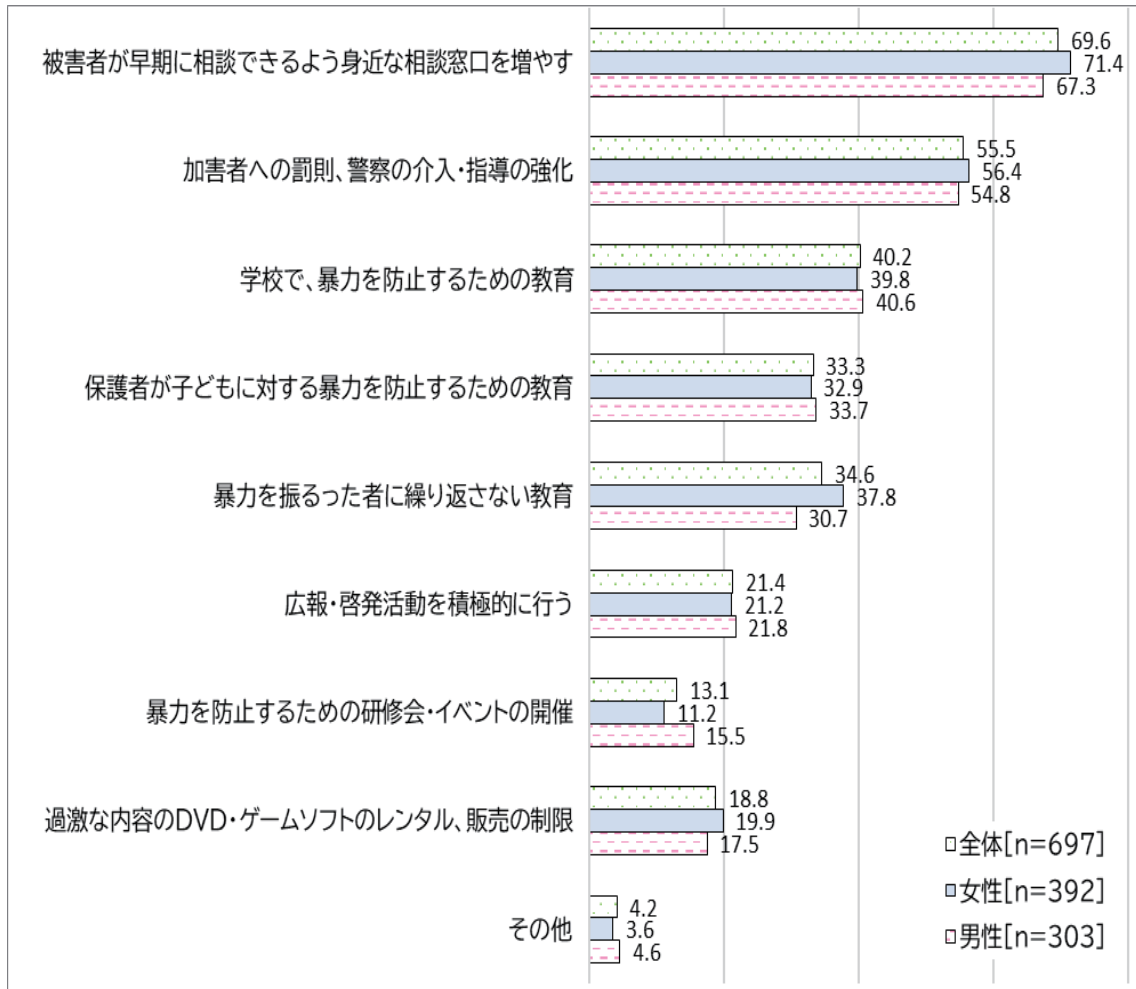
このようなことから、市の相談窓口についてさらに広く周知することが必要です。

また、多くの被害者は、身体的暴力だけでなく、心理的攻撃、性行為の強要等により自尊感情を傷つけられたにもかかわらず、被害者自身に非があるように言われ「自分が悪いから」と自分を責める傾向にあり、暴力を過小評価し相談するほどのことではないと思いついでいることも多く、相談につながりにくい状況があります。

このような状況を改善していくためには、被害者が被害を訴えやすい相談体制の充実が必要です。

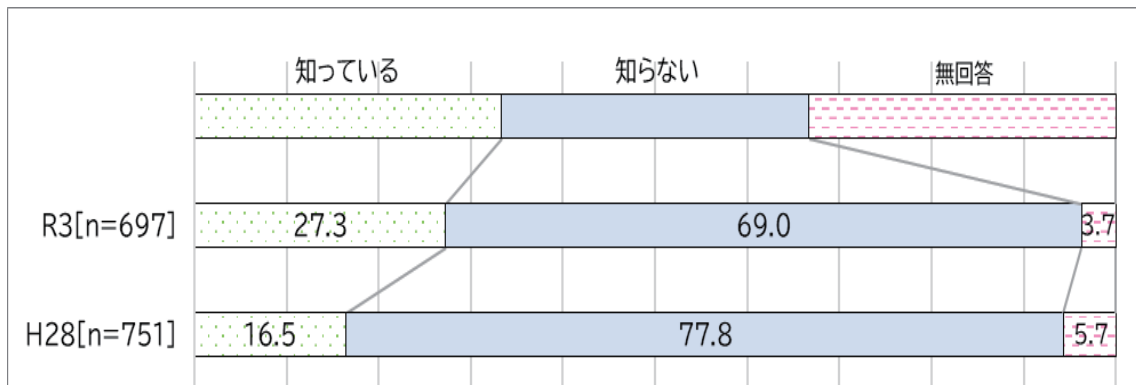
さらに、加害者と同居を続ける被害者の危険を避けるための支援を行うとともに、被害者が避難する際の自立に向けた住居の確保や経済面での支援、精神面での支援、司法面での支援、同伴の子どもへの支援など、被害者の立場に立った支援を行うことが重要です。

図表 32 男女間で暴力をなくすために必要な取組



資料：R3 市民アンケート

図表 33 伊万里市の女性相談について



資料：R3 市民アンケート

< 推進施策 >

2-1 相談体制の充実と相談窓口の周知

DVや性暴力の被害者をできるだけ早く発見し必要な情報を提供することが重要であり、被害者にとって身近な相談窓口を周知するため、公共機関をはじめ駅や大型スーパー等のトイレなど、女性が手に取りやすい場所にリーフレットを設置します。

また、被害者が住んでいる地域には相談しにくいとを感じる場合があるため、県や他市町の相談窓口との連携を図ります。

相談員をはじめ相談業務に携わる職員は、DVや性暴力に関する特性を理解し、被害者の安全を確保しながら、被害者の心身の状態に配慮し、的確な支援を行うことが求められることから、相談員等の十分な知識や能力を習得するための各種研修等を積極的に受講し、資質や技術の向上に努めます。

【主な関連事業・関係課】

安心して利用できる相談体制の充実と相談窓口の周知	企画政策課
相談員など相談業務に携わる職員の資質向上	企画政策課

2-2 障がい者、高齢者へのDVに関する対応の充実

障がい者、高齢者へのDVは、潜在化しやすく長期化及び深刻化が懸念されるため、見守り支援から積極的な保護に至るまで、それぞれの担当部署が中心となって、個別のケースに応じた対応を行います。

【主な関連事業・関係課】

障がい者へのDV防止や相談窓口に関する啓発	福祉課
高齢者へのDV防止や相談窓口に関する啓発	長寿社会課／地域包括支援センター
DV被害の通報体制の整備	長寿社会課／地域包括支援センター／福祉課

2-3 二次被害※1を起こさない被害者支援体制の強化

現在、本市では、被害者の負担軽減と二次被害の防止を図るため、専門的な知識を有した相談員の配置やワンストップ窓口※2を導入し、個別のケースに応じ柔軟に対応しており、今後も被害者の安全に配慮し、二次被害の防止に取り組めます。

また、性暴力被害に関しても、正しい知識を深め二次被害の防止に努めます。

【主な関連事業・関係課】

庁内連絡会議の開催による情報共有	企画政策課
「DV被害者・加害者対応マニュアル」の充実	企画政策課／関係各課
個別のケースに応じたケース会議の開催	企画政策課／関係各課

<推進施策>

2-4 安全対策の徹底

DVにより避難した被害者について、加害者が執拗に追い求めたり被害者を装って情報を引き出そうとする場合があります、その追及の矛先は被害者の相談窓口となる行政機関をはじめ学校や保育園等にまで及ぶことがあるため、加害者への対応についての共通認識を図り被害者や支援者に危険が及ぶことがないように加害者対策に努めます。

被害者の被害拡大やプライバシーの保護の観点から、個人情報の保護や取扱いについて、法令等の規定を遵守して適切に管理を行います。

【主な関連事業・関係課】

安全確保のためのチェックリストの整備と情報提供	企画政策課
被害者の安全を守るための情報管理の徹底	企画政策課／関係各課

※1 二次被害 (P87 参照)

DVや性暴力などの被害者に対して、関わった人が行う被害者が気持ちを傷付けられるような言動のこと。

※2 ワンストップ窓口 (P87 参照)

複数の手続きを、一つの窓口で行えるようにすること。

<推進施策>

2-5 自立に向けた支援の実施

DV被害者が新たな生活を始めるにあたり、安心して暮らせる安定した生活基盤を構築するためには、実態に即した多様な自立支援策の提供が必要です。個々の状況に適した住宅の確保、福祉制度の活用、就業支援など、様々な観点から一人ひとりの状況に応じた支援計画を立て情報提供を行います。

また、DV被害者が緊急的に避難する場合、金銭や身の回りの所持品等をほとんど持ち出せないことがあり、被害者に余計な不安を与えないよう、宿泊場所の提供など安全・安心な環境づくりに努めます。

子どもを連れて避難する場合は、子どもも一緒に支援を行うこととし、一時保護所をはじめとする関係機関との連携を深め、被害者の新しい生活づくりを支援します。

離婚に関する法律相談や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、母子生活支援施設や生活保護、市営住宅への入居など、被害者にとって利用可能な制度等について周知に努めます。

特に、手続きや運用の際に被害者の情報が決して漏れることがないよう細心の注意を払います。

【主な関連事業・関係課】

自立のための情報提供と支援	企画政策課／関係各課
市営住宅への入居に関する支援	都市政策課
各種福祉制度の活用に関する支援	福祉課・子育て支援課

重点目標3 切れ目のない支援のための関係機関等との連携強化

<現状と課題>

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるため、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立支援など、あらゆる場面で関係機関や民間団体等が連携し、切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組むことが重要です。

このため、関係部署や関係機関等との情報共有と個別のケースに応じた

柔軟な対応を庁内全体で推進し、的確な被害者支援に努めています。

しかしながら、被害者の支援は、幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係部署や関係機関がそれぞれの役割を明確にしたうえで、さらなる連携強化を図ることが必要です。

特に、被害者の一時保護などの安全確保にあたっては、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応するとともに、被害者の体と心の回復や継続した自立支援については、専門家や民間団体等の協力を得ながら庁内関係部署が連携して取り組む必要があります。

< 推進施策 >

3-1 庁内関係部署との連携強化

DV被害者支援に対し、遺漏なく迅速かつ適切に対応するため、定期的に庁内連絡会議を開催し、情報の共有や協力体制の強化に努めます。

また、市民にとって最も身近な行政である市が所管する各種窓口においてはDV被害者を発見しやすい立場にあるため、関係部署や関係機関の職員は、DVに関する意識と知識を持って職務に当たり、顕在化している被害者だけでなく潜在化している被害者の早期発見、早期対応に努めます。

さらに、相談、保護、支援等について、被害者等から苦情の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は支援や連携の方法を見直し改善します。

【主な関連事業・関係課】

庁内連絡会議による情報の共有	企画政策課／関係各課
ケース検討会議等の開催による連携した相談対応の充実	企画政策課／関係各課
DV被害者・加害者対応マニュアルやDV相談共通シートの活用による情報の共有	企画政策課／関係各課

3-2 関係機関及び民間団体等との連携強化

DV被害者の継続した支援のためには、様々な関係機関との調整や協力が必要となることから、県や近隣市町、警察、医療機関、弁護士会など、

関係する支援機関と常に連携した対応を行います。

広範囲な機関や団体との連携体制を構築するため、県が実施するDV被害者支援対策市町連携会議や市町DV出張研修において、県、県内市町、関係機関等との情報交換を行うなど、連携強化を図ります。

特に、一時保護所やステップハウス※等との連携を強化し、被害者の新しい生活づくりを支援します。

【主な関連事業・関係課】

県及び近隣市町、警察、医療機関、弁護士会など被害者支援に関わる機関との連携	企画政策課／関係各課
県、関係機関等との情報交換やケース検討の実施	企画政策課／関係各課

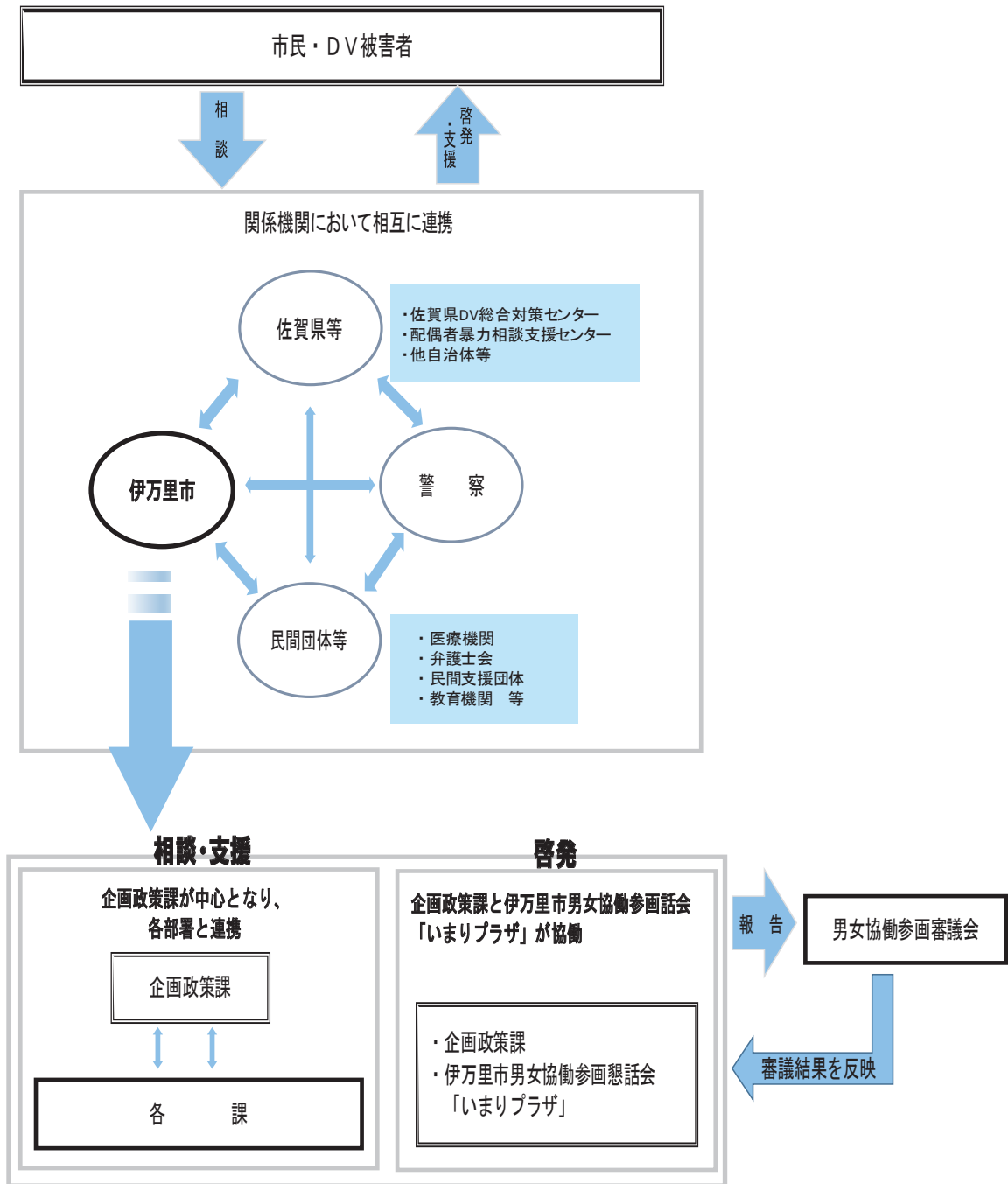
〔基本方向Vの推進体制〕

DV被害者の自立支援については、被害者の被害状況や環境は様々であり、被害者の多様なニーズに対応するためには、多様な選択肢の提供が必要です。このため、複数の関係機関や団体による支援が不可欠であり、関係機関等の顔の見える連携の構築を図り、本計画を推進していきます。

DV防止の啓発については、市の企画政策課が中心となり、伊万里市男女協働参画懇話会「いまりプラザ」と協働して、啓発活動を推進します。

※ ステップハウス (P86 参照)

DV被害者が自立に向けた準備をするための居住施設のこと。



みんなで考えよう・やってみよう

市

- DVや性暴力の被害者が相談しやすい体制をつくり、被害者支援の充実に努めます。
- DV等の暴力を許さない意識づくりを進めます。
- 困難な問題を抱える家庭の支援や発見を行います。
- DVや性暴力の被害者の二次被害を防止します。

市民

- DV等の暴力を許さない社会を目指し、様々な場面で研修や話し合いを行いましょ。う。
- DV等の被害を受けたり、周囲に困っている人や悩んでいる人がいたら、相談窓口につながるよう心がけましょ。う。
- 各種ハラスメントが生じないよう気を付けましょ。う。

事業者

- DV等の暴力を許さない社会を目指し、様々な場面で研修や話し合いを行いましょ。う。
- 各種ハラスメントを許さない環境と、相談できる体制をつくりましょ。う。

地域 活動団体

- 地域において、DV等に関する理解を深めましょ。う。
- DV等を許さない意識と環境をつくりましょ。う。
- 子どもたちが困ったり、悩んだりしていないか見守りましょ。う。

教育に 携わる 者

- デートDVや性暴力についての学習機会を設けましょ。う。
- 子どもたちを見守り、被害にあっている子どもがいたら支援しましょ。う。

生涯学習
等を含む

計画の推進体制

1 庁内推進体制

計画の推進にあたっては、全ての職員が男女協働参画の視点を持って、施策を企画・策定・実施・評価することを基本とします。

また、庁内推進体制である「伊万里市男女協働参画推進会議」を中心として、教育・労働・福祉・保健などあらゆる部署との連携を図ります。

なお、庁内においても方針決定過程への女性の参画拡大を推進するため、検討会議等には女性職員の参画を求めるなど、男女がともに協働して推進する体制を目指します。

〈庁内推進体制〉

(1) 「伊万里市男女協働参画推進会議」

男女協働参画に関する行政の総合的な企画、立案及び施策の推進について円滑かつ的確な推進を図るための審議・決定を行います。

(2) 「伊万里市男女協働参画推進会議幹事会」

各部署の代表で構成する幹事会において、推進会議で決定した施策に関し、施策間の連携や効果的な推進を図ります。

(3) 「DV被害者の相談支援に係る庁内連絡会議」

被害者支援に関して、関係課が相互に連携を図りながら、的確な支援と二次被害の未然防止と情報の共有化を図ります。

(4) 企画政策課

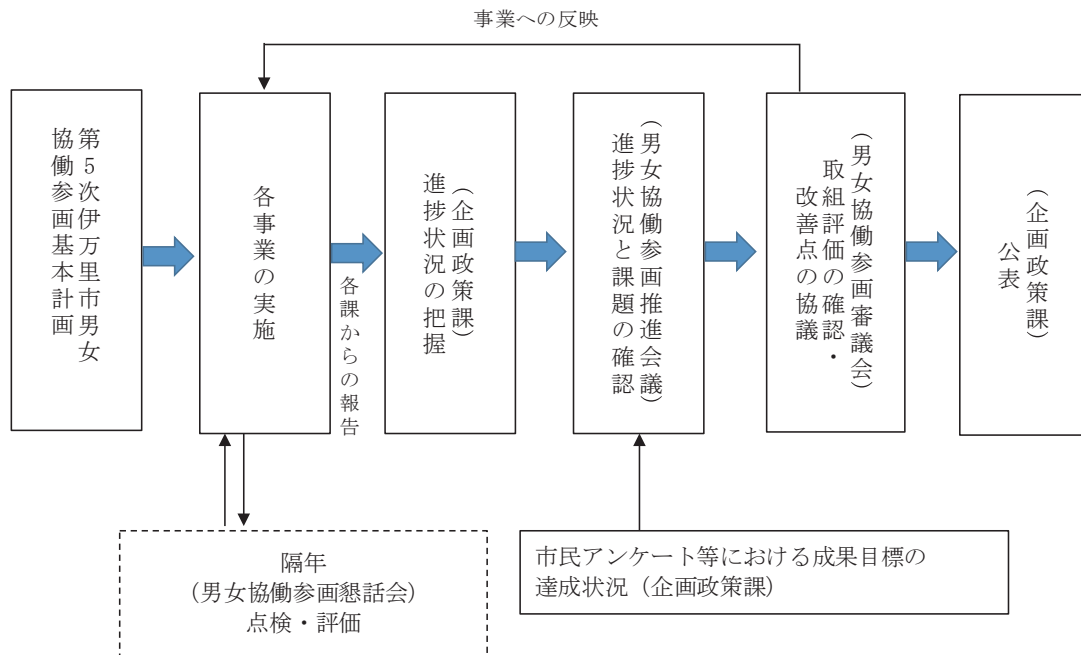
総合調整機能を担う担当部署として、庁内推進体制の強化に努めます。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、定期的に関連事業の実施状況を確認し、着実に効果的な進捗を図ります。

それぞれの取組が市民生活の中にどのように浸透したかを測るため、男女協働参画に関する意識や地域における女性の参画状況などについて、定期的に市民アンケート等を行います。

また、伊万里市男女協働参画を推進する条例第12条の規定に基づき、計画の実施状況について年次報告書を作成し、市民に公表します。

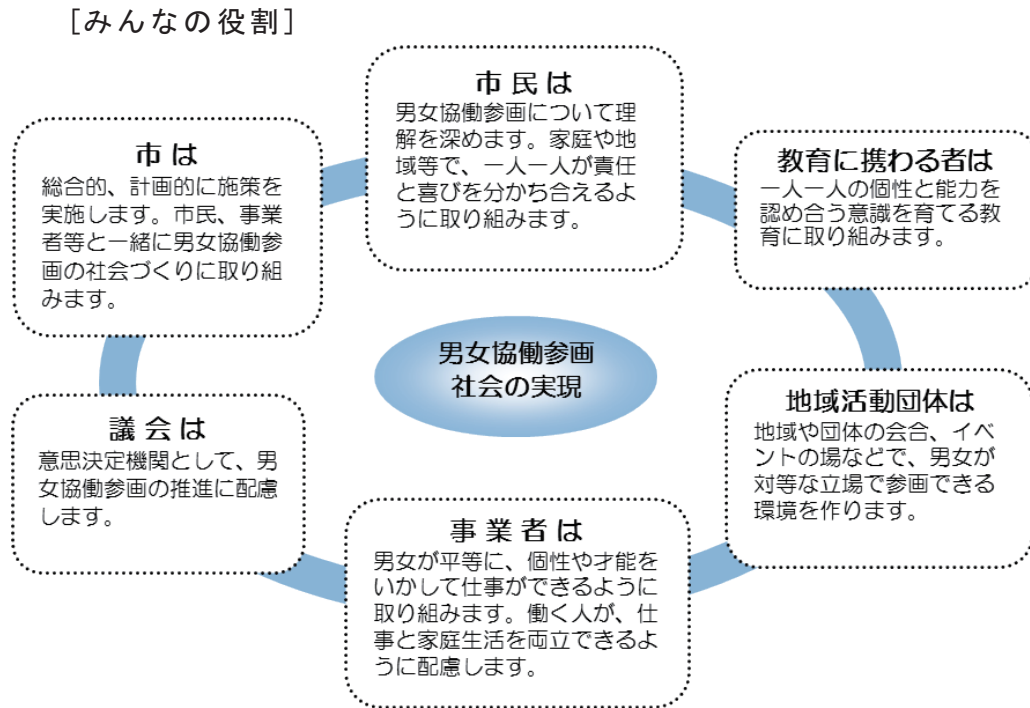


3 市民、事業所等との協働と連携

計画の実効性を高めるため、伊万里市男女協働参画懇話会「いまりプラザ」により、市民や有識者等から成る委員の意見を広く聴くとともに、年次報告書の達成度の点検・評価を受け、推進状況や男女協働参画に関わる課題を協議しながら、市民との協働により施策を推進します。

また、男女協働参画の推進には事業者や教育に携わる者が担う役割が大きいことから、連携を強化し、情報を交換することにより効果的な施策の推進に努めます。

さらに、市民、事業所、関係団体などと市が一体となって充実した施策を展開し、各団体の男女協働参画に関する活動の活性化やネットワークづくりを支援します。



4 国、県、他自治体との連携

国・県、他の自治体、関係機関等と連携し施策の推進に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。



成果目標一覧

基本方向Ⅰ 男女協働参画意識が浸透したまちづくり

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する市民の割合 （“どちらかといえばそう思う”を含む）	25.1%	15%以下
「家庭生活の場」で「男女平等」と考える市民の割合	34.1%	40%
「学校教育の場」で「男女平等」と考える市民の割合	69.2%	75%

基本方向Ⅱ 男女が認め合い、ともに活躍する社会づくり

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
審議会等委員に占める女性の割合	36.2%	40%
男女協働参画に関する講座を開催した町（地区）数（計画期間内）	12地区	全町（13地区）

基本方向Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり <伊万里市女性の活躍に関する推進計画>

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
「職場」において「男女平等」と考える市民の割合	36.9%	40%
生活の中で仕事・家庭・地域等、複数の活動をともに優先する市民の割合	35.2%	50%
男性の一日の家事時間	1時間25分	1時間35分以上
男性の一日の育児時間	1時間56分	2時間以上
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所の割合	13.2%	20%以上
家族経営協定締結農家の数	105戸	110戸
市役所における男性職員の育児休業取得率	8.3%	75%以上

基本方向Ⅳ 心豊かで健康な人生を送るための環境づくり

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
パートナーシップ制度を知っている人の割合	—	50%
75歳未満のがん年齢調整死亡率	[基準値 2019年] 71.6%	70%

基本方向Ⅴ 男女間のあらゆる暴力の根絶 <伊万里市DV被害者支援基本計画>

指標	基準値 2021年度	目標値 2027年度
DV未然防止教育を実施した中学校及び義務教育学校数（計画期間内）	5校 (2021年度実施校含む)	全校（7校）
デートDVを理解している生徒の割合	28.7%	50%
女性相談を知っている割合	27.3%	30%

男女協働参画行政のあゆみ

西暦（元号）	世界（国際連合）	国	佐賀県	伊万里市
1975（昭和50）年	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択			
1979（昭和54）年	・「女子差別撤廃条約」採択			
1980（昭和55）年		・「女子差別撤廃条約」署名		
1985（昭和60）年		・世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となる ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」制定 ・「労働基準法」改正	・「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」策定	
1988（昭和63）年			・青少年女性課に婦人係を新設	
1990（平成2）年			・「さが女性プラン21」策定	
1994（平成6）年				・「女性政策室」設置 ・「伊万里市女性政策推進会議設置要綱」制定
1995（平成7）年	・第4回世界女性会議開催（北京）		・佐賀県立女性センター「アバンセ」開館	・女性問題懇話会「いまり女性プラザ」発足 ・「女性問題に関する市民意識調査」実施
1996（平成8）年				・「女性委員選任要領」の制定
1997（平成9）年				・「いきいきと生きる女性たちからの提言」提出 ・「女性・文化政策室」設置
1998（平成10）年				・女性行動計画「あなたとわたしのきらめきプラン」策定 ・女性問題啓発冊子「あなたらしく わたらしく きらめいて」作成
1999（平成11）年		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000（平成12）年	・「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」と「更なる行動と発議（イニシアティブ）に関する文書（成果文書）」が採択	・「男女共同参画基本計画」策定		
2001（平成13）年		・「DV防止法」制定	・「佐賀県男女共同参画基本計画」（2001-2010）策定 ・「佐賀県男女共同参画推進条例」制定	・男女共同参画都市宣言 ・提言書「きらめき伊万里への提言」提出 ・「男女協働・国際交流課」設置 ・「委員会等への女性委員選任要領」制定 ・女性問題懇話会「いまり女性プラザ」から男女協働参画懇話会「いまりプラザ」へ名称変更

西暦（元号）	世界（国際連合）	国	佐賀県	伊万里市
2002（平成14）年			・「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定	・「男女協働参画社会に関する住民意識・実態調査」実施
2003（平成15）年		・「次世代育成支援対策推進法」公布		・第2次伊万里市男女協働参画基本計画「あなたとわたしのきらめきプランⅡ」策定
2004（平成16）年		・「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	・「佐賀県DV総合対策センター」設置 ・「佐賀県DV総合対策会議」設置	・男女協働参画推進人材リスト設置 ・「男女協働・まちづくり課」設置
2005（平成17）年		・「男女共同参画基本計画」改定	・「佐賀県男女共同参画推進連携会議」創設	
2006（平成18）年			・「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定 ・「佐賀県男女共同参画基本計画」改定	・「地区における出不足金実態調査」実施
2007（平成19）年		・改正「男女雇用機会均等法」施行		・「男女協働参画社会づくりのためのアンケート調査」実施
2008（平成20）年		・改正「DV防止法」施行		・DV被害者の相談支援に係る庁内連絡会議の設置
2009（平成21）年		・「育児・介護休業法」改正	・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定 ・「県立女性センター」が「県立男女共同参画センター」に名称変更	
2010（平成22）年	・第54回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）	・第3次男女共同参画基本計画策定		・「地区における出不足金等実態調査」実施
2011（平成23）年			・「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011-2015）策定	・女性自立支援相談員を配置し、伊万里市女性相談を開始 ・「男女協働参画社会づくりのためのアンケート調査」実施
2012（平成24）年			・性暴力救援センター・さが「さがmirai」設置	・「伊万里市女性等緊急一時保護費支給要綱」制定
2013（平成25）年		・「日本再復興戦略」の中心に女性の活躍推進が位置付けられる ・「DV防止法」改正	・「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」（2013-2016）策定	・第3次伊万里市男女協働参画基本計画・DV被害者支援基本計画「あなたとわたしのきらめきプランⅢ」策定
2014（平成26）年	・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」開催（東京） ・内閣府内に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・「女性の活躍推進佐賀県会議」設置 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定 ・「輝く女性応援会議 in 佐賀」開催	

西暦（元号）	世界（国際連合）	国	佐賀県	伊万里市
2015（平成27）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議開催（仙台市） ・「仙台防災枠組2015－2030」及び「仙台宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「いまり女性ネットワーク」設立
2016（平成28）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」（「佐賀県女性活躍推進計画」含む）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊万里市男女協働参画を推進する条例」施行 ・「伊万里市男女協働参画審議会」発足 ・「伊万里市男女協働参画社会づくりのためのアンケート調査」実施
2017（平成29）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「委員会等への女性委員選任要領」を「審議会等委員への女性の参画拡大要領」へ改正
2018（平成30）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画推進法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・第4次伊万里市男女協働参画基本計画「あなたとわたしのきらめきプランⅣ」策定 （女性活躍推進計画、DV基本計画と一体）
2019（令和元）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回国際女性会議 WAW！/W20開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革関連法」施行 ・「女性活躍推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画」策定 	
2020（令和2）年		<ul style="list-style-type: none"> ・第5次男女共同参画基本計画策定 		
2021（令和3）年		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」（「佐賀県女性活躍推進計画」含む）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊万里市男女協働参画社会づくりのためのアンケート調査」実施
2022（令和4）年	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回国際女性会議 WAW！2022開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「育児・介護休業法」施行 		
2023（令和5）年				<ul style="list-style-type: none"> ・第5次伊万里市男女協働参画基本計画「あなたとわたしのきらめきプランⅤ」策定 （女性活躍推進計画、DV基本計画と一体）

■用語解説

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条に基づく、一般事業主が策定する女性活躍の推進に向けた取組に関する行動計画。

M字カーブ

女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てがひと段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

家族経営協定

家族で農業をしている場合、一人ひとりの役割と責任を明確化し、報酬や労働時間、役割分担などについて文書で取り決めること。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

性的少数者

先天的に身体上の性別が不明瞭の人、身体上の性別と心の性が異なる人、性的な意識が同性や両性に向かう人などをいう。

ステップハウス

DV被害者が自立に向けた準備をするための移住施設のこと。

性暴力

強制や脅し、身体的暴力による性的な行為及びそれを得ようとする行為すべてであり、加害者との関係性や環境によらない被害も含まれる。

セクシュアル・ハラスメント

職場や学校、団体などで起きる性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した身体への不必要な接触、性的な関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまな態様のものが含まれる。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2項参照）

ダイバーシティ

「多様性」のことであり、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。

出前講座

市政や法制度に関することなど、市職員等が団体の会合等に出向いて説明を行うもの。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第19条において、国の各府省や地方公共団体等に義務付けられた、職員の仕事と子育ての両立を図るために必要な環境整備等を進めることを目的とする計画。

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に基づき、国の各府省や地方公共団体等が策定する女性活躍の推進に向けた取り組みに関する行動計画。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や内縁関係のパートナーなど、親しい間柄で起こる暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力も含まれている。特に、交際相手からの暴力は「デートDV」と呼ばれている。

二次被害

DV や性暴力などの被害者に対して、関わった人が行う被害者が気持ちを傷付けられるような言動のこと。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護、自立のための情報提供やその他の援助を行う機関のこと。各県に設置しており、佐賀県内にも2カ所ある。

バリアフリー

高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など全ての障壁を除去するという考え方。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

マタニティ・ハラスメント

職場等で女性が妊娠・出産・育児をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けたりすること。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。いつ何人子どもを産むか産まないかの自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、思春期や更年期における健康上の問題など、幅広い課題が含まれている。

ワンストップ窓口

複数の手続きを、一つの窓口で行えるようにすること。

付 属 資 料

伊万里市男女協働参画審議会 委員名簿

<任期:2022(令和4)年9月26日~2024(令和6)年8月31日>

	名 前	団体名等	分野	備考
	1 高田 泰彦	伊万里市区長会連合会	地域の視点	
	2 杉原 世紀	伊万里市小中学校校長会	学校教育の視点	
	3 木寺 智子	伊万里市小中学校連合PTA	家庭教育の視点	
○	4 川原 フジエ	伊万里市男女協働参画懇話会	男女協働参画の視点	
	5 市丸 孝行	伊万里市農業協同組合	農業者の視点	
	6 貞方 美博	伊万里市民生委員・児童委員協議会	福祉の視点	R4.9.26~R4.11.30
	7 松口 秀雄	伊万里市民生委員・児童委員協議会	福祉の視点	R4.12.8~R6.8.31
	8 岩永 潤子	伊万里商工会議所	商工業の視点	
	9 福地 佳野	伊万里人権擁護委員協議会	人権の視点	
	10 堤 悠樹	伊万里青年会議所	まちづくりの視点	
	11 小笠原 浩幸	連合佐賀北部地域協議会	労働者の視点	
	12 浦川 嘉子	事業所代表	事業者の視点	
◎	13 水島 義彦	公募	公募委員	
	14 田中 浩美	公募	公募委員	
	15 上野 景三	西九州大学子ども学部教授	有識者	
	16 菖蒲 庸子	佐賀県DV総合対策センター所長	有識者	

◎会長、○副会長

第5次伊万里市男女協働参画基本計画についての審議の経緯

開催日	会議名	協議内容等
令和3年6月4日（金）	令和3年度 第1回男女協働参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次計画策定までの流れについて ・ワーキンググループ設置について
令和3年7月28日（水）	令和3年度 第1回男女協働参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女協働参画基本計画の実績について ・第5次男女協働参画基本計画の策定について ・市民アンケートについて
令和3年11月20日（土）	いまり女性会議	伊万里で活躍する女性と伊西地区女子高生との意見交換会
令和4年3月22日（火）	令和3年度 第2回男女協働参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果の報告について ・第5次計画の基本方向、重点目標について
令和4年5月11日（水）	令和4年度 第1回男女協働参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの結果報告について ・第5次計画の基本方向、重点目標について
令和4年9月1日（木）	令和4年度 第1回ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次計画のたたき台について
令和4年9月26日（月）	令和4年度 第1回男女協働参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令書交付 ・第5次男女協働参画基本計画について ・第5次計画の素案について
令和4年10月25日（火）	令和4年度 第2回男女協働参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次計画の素案について ・今後のスケジュールについて
令和4年11月21日（月）	令和4年度 第2回男女協働参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次男女協働参画基本計画について ・「審議会等委員への女性の参画拡大要領」改正について
令和5年3月20日（月）	令和4年度 第3回男女協働参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次計画のパブリックコメント実施の報告 ・第5次計画の概要版について

伊万里市男女協働参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女協働参画の推進を阻害する行為の禁止等（第10条・第11条）

第3章 男女協働参画の推進に関する基本的施策（第12条—第19条）

第4章 意見及び相談の申出（第20条・第21条）

第5章 伊万里市男女協働参画審議会（第22条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際的協調の下に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

伊万里市においても、平成10年に女性行動計画（あなたとわたしのきらめきプラン）を策定し、平成13年には男女共同参画都市を宣言するなど、性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせるまちを目指し、様々な取組を進めてきましたが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習等が根強く残っており、さらなる継続的な取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、伊万里市では、男女がそれぞれの個性と能力を發揮し、相互に補完し合いながら対等の立場で協力していくこと、市民と行政との協働により地域社会をつくり上げていくことへの思いを込めて「男女協働参画」を掲げ、一人一人が自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画し責任を分かち合う社会、そして、互いの違いや多様な生き方を認め尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女協働参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女協働参画の推進に関する基本的施策等を定

めることにより、男女協働参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女協働参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女協働参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

(4) 事業者 市内において事業を営む個人、団体又は法人をいう。

(5) 地域活動団体 市内において地域社会の維持及び形成に資する活動を行う自治会、ボランティア団体、民間非営利組織その他の団体をいう。

(6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。

(7) 市民等 市民、事業者、地域活動団体及び教育に携わる者をいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はこれらの関係にあった者に対して行われる身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

(9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女協働参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない

い。

- (1) 男女が、性別に起因する差別的な取扱い及び暴力を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意志と責任により多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の決定過程に参画する機会が確保され、共に社会的責任を分かち合うこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活（以下「家庭生活」という。）における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 男女が、妊娠、出産その他の性及び生殖に関し、理解を深め、尊重し合うとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、身体上の性別に違和感がある者及び先天的に身体上の性別が不明瞭である者の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (7) 男女協働参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女協働参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女協働参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。

3 市は、男女協働参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。

（議会の責務）

第5条 議会は、意思決定機関として、基本理念に基づき、男女協働参画の推進に配慮しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、男女協働参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の

社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その雇用する者が仕事と家庭生活における活動とを両立して行うことができるよう配慮し、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（地域活動団体の責務）

第8条 地域活動団体は、地域社会において重要な役割を有する存在であることから、その活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が対等に参画できる環境を整備し、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第9条 教育に携わる者は、教育が男女協働参画の推進に重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女協働参画の推進を阻害する行為の禁止等

（権利侵害の禁止）

第10条 市民等は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において直接的であるか間接的であるかを問わず、次に掲げる権利侵害を行ってはならない。

- (1) 性別に起因する差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因するあらゆる暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 妊娠、出産又は育児を理由とする不利

益な取扱い

(公表する情報への配慮)

第11条 市民等は、公表する情報において、基本理念に反する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女協働参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第12条 市長は、男女協働参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女協働参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、伊万里市男女協働参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、毎年、基本計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(政策及び方針の決定過程における男女協働参画)

第13条 市は、政策及び方針の決定過程における男女協働参画を積極的に推進するものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じ、男女の比率が一方に偏らないよう努めなければならない。

(調査研究及び情報収集)

第14条 市は、男女協働参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究及び情報収集を行うものとする。

(啓発及び広報活動)

第15条 市は、男女協働参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、必要な啓発及び広報活動を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との調和)

第16条 市は、市民が性別にかかわらず、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営みながら、

多様な生き方を選択し、及び実現できるよう必要な環境の整備を行うものとする。

(防災の分野における取組等)

第17条 市は、防災(災害への対応を含む。)に関する施策において、男女協働参画の視点に立った取組を行うとともに、災害の現場において、男女協働参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の充実)

第18条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会において、男女協働参画に関する教育及び学習の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第19条 市は、市民等が行う男女協働参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 意見及び相談の申出

(意見の申出)

第20条 市民等は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策又は男女協働参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市長に対し、意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じ伊万里市男女協働参画審議会の意見を聴いて、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の規定により処理するに当たっては、意見を申し出た者に係る情報の保護に配慮するものとする。

(相談の申出)

第21条 市民等は、性別に起因する差別的な取扱いその他の男女協働参画の推進を阻害する行為に関して、市長に対し、相談を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、相談を申し出た者に係る情報の保護に配慮するものとする。

第5章 伊万里市男女協働参画審議会

(設置等)

第22条 次に掲げる事項を調査審議するため、伊万里市男女協働参画審議会(以下

「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第20条第1項の規定による意見の申出に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女協働参画の推進に関する事項

2 審議会は、必要があると認めるときは、男女協働参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 関係団体の推薦を受けた者

(2) 男女協働参画に関し識見を有する者

(3) 公募による市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、男女協働参画の推進に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 2 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 1 3 条—第 2 0 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 2 1 条—第 2 8 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援

の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基

本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

- 第23条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（議長）

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その

日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と

総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない

ない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報

するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところに

より、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力

(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、3項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話

をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることそ

の他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求め

た際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな

事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場

合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない

場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る

ための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関

係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過

料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第4条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと

同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 [平成19年法律第103号]
(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第3条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成25年7月3日法律第72号]
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成26年4月23日法律第28号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

三 〔略〕

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月26日法律第46号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和4年5月25日法律第52号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第38条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和4年6月17日法律第68号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和4年6月法律第67号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

二 [略]

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

目次

第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 基本方針等（第5条・第6条）
第3章 事業主行動計画等
第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
第3節 特定事業主行動計画（第15条）
第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
第5章 雑則（第26条—第28条）
第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響

に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業者が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったとき

は、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業者行動計画等

第1節 事業者行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業者が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本

方針に即して、次条第1項に規定する一般事業者行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業者行動計画（次項において「事業者行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業者行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業者行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業者行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業者行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業者行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業者行動計画

（一般事業者行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業者（以下「一般事業者」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業者行動計画策定指針に即して、一般事業者行動計画（一般事業者が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業者行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業者は、一般事業者行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の

提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなった

と認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の

内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする

女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域におい

て女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報

告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。別表第一第20号の25の次に次の1号を加える。20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第8

9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。平成38年3月31日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

伊万里市男女協働参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 伊万里市における男女協働参画政策に関し、市民各層の意見を聴き、総合的な施策の推進を図るため、男女協働参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、次の任務を行い、必要に応じて市長に報告するものとする。

- (1) 男女協働参画行政の調査、研究に関すること。
- (2) 女性の地位向上と社会参加に関すること。
- (3) その他目的達成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者に懇話会に出席を求め意見を聴くことができる。

3 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が代理する。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、総合政策部企画政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成9年4月21日告示第41号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

審議会等委員への女性の参画拡大要領

伊万里市男女協働参画推進会議

1. 趣 旨

男女協働参画社会の実現のためには、男女がともに政策や方針決定の場に参画していくことが重要である。特に、市民の意見の反映の場である審議会等では、男女のバランスの取れた委員構成が必要であるが、女性の参画は十分とは言えない状況である。

この要領は、行政内部において積極的に審議会等委員への女性の参画を拡大するための具体的な対応を定めるものである。

2. 目 標

- ① 審議会等委員に占める女性の割合を、平成34年度までに40%とする。
- ② 女性委員のいない審議会等の割合を0にする。

3. 対象の委員会等

この要領に適用を受ける審議会等は、次のものをいう。

- ① 地方自治法に定められている審議会、委員会
- ② 附属機関（法律及び条例で定めるもの）
- ③ その他、規則、要綱等で定められるもの

4. 委員選出のための具体的な対応

- ① 関係機関等からの委員を選任している場合は、役職にとらわれることなく女性の選任について依頼する。
- ② すでに女性委員の選任率が40%を超えている委員会等であっても、委員会等における男女の均衡を図るという観点から、さらに女性の選任に努める。
- ③ 団体からの推薦により委員を選任している場合は、団体の長、役員等に限定せず、女性の積極的な推薦を依頼する。女性の構成員がいないか、または極端に少ない団体から推薦を受ける場合においては、他に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすい工夫をする。
- ④ 立候補による選挙により選任をしている場合は、女性による立候補が可能であることをあらゆる機会を通じて周知徹底するとともに、女性の政策及び方針決定への参画の重要性についての啓発をあわせて行う。
- ⑤ 特定の職種または専門的分野にある学識経験者等から選任している場合、求める学識経験に係る対象を広げるなどにより、広く女性の人材を求める。また、生活者の視点を取り入れていくということから、広く消費者、生活者等からも選任する。

- ⑥ 可能な限り公募による委員の枠を設ける。
- ⑦ 条例等により委員の選任規定がある場合は、選任規定及び選任方法の見直しを行う。

5. 選任の留意点

- ① 委員の選任に当たっては、特別の事由がある場合を除くほか、兼任を極力避け、幅広く女性人材の活用に努める。
- ② 審議会等の性格その他やむを得ない事由により、女性の選任について前述の取組が困難な場合においては、次の委員改選時に向けて可能な限り女性を選任する取組を行うよう努める。
- ③ 審議会等の担当課は、委員の改選や欠員補充など委員の変更を行う場合、または審議会等を新たに設置する場合には、別紙1「審議会等委員への女性の参画拡大に係る事務のながれ」に沿って、別紙2の協議書により、事前に男女協働推進課と協議を行い、委員の選任後は、男女協働推進課へ報告するものとする。

平成13年(2001年)	5月24日	制定
平成17年(2005年)	10月5日	改正
平成20年(2008年)	4月30日	改正
平成25年(2013年)	4月1日	改正
平成28年(2016年)	4月1日	改正
平成29年(2017年)	10月13日	改正
令和3年(2021年)	4月1日	改正
令和5年(2023年)	4月1日	改正

伊万里市・男女共同参画都市宣言



わたしたちは 人間としての自立と平和の理念のもとに
性別を超え 世代を超え 多様な生き方を認め合い
男(ひと)と女(ひと)が力を合わせ 新しい“いまり”の歴史を創り
あなたらしく わたしらしく
すべての人がきらめくまちを目指して
ここに「男女共同参画宣言都市」となることを宣言します

- 1 わたしたちは ひとりひとりが自立し 認め合い
いきいきと暮らせるまちをつくります
- 1 わたしたちは 自らの意思で 社会のあらゆる分野に
平等に参画できるまちをつくります
- 1 わたしたちは 家庭や地域で責任を持って協働し
分かち合い 支え合うまちをつくります
- 1 わたしたちは 国際的協調のもと 男女共生の明日を築き
人を愛し 平和を愛するまちをつくります

平成 13 年 1 月 13 日

伊万里市

**第5次伊万里市男女協働参画基本計画
あなたとわたしのきらめきプランV**

編集・発行 佐賀県伊万里市 総合政策部 企画政策課
〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1
電話 (0955) 23-2115
FAX (0955) 22-7213
メール kikaku@city.imari.lg.jp

